

2020年度

人文社会科学部
履修案内

弘前大学人文社会科学部

目 次

1. 履修に関する一般的注意	
1) 自分の時間割は自分で作成する	1
2) 自分で情報を集める	1
3) ガイダンスにはどのようなものがあるか	1
4) 履修登録について	2
5) 各学期に履修登録できる単位数 (キャップ制)	3
2. 担任制と指導教員	
1) 主担任と副担任について	3
2) 1年次から4年次までの主担任と副担任	3
3. 教育課程 (カリキュラム) の概要	
1) 科目の区分	4
2) 卒業に必要な科目と単位数	4
3) 成績評価について	5
4. 教養教育科目の履修の仕方	6
5. 専門教育科目の履修の仕方	
1) コース所属について	
各コースの受入人数	6
コース所属の条件	6
コース所属の手続	6
コース所属の選抜方法	7
コース所属決定までのスケジュール	7
2) 授業科目の種類	
講義	7
演習	7
実習	8
英語コミュニケーション・多言語コミュニケーション	8
インターンシップ	8
ゼミナール	8
留学(扱)時におけるゼミナールの履修ならびに卒業研究・特定課題研究の履修	9
研究倫理教育	10
卒業研究・特定課題研究	10
3) 各コース教育カリキュラムと履修方法	12~22
4) 英語コミュニケーション・多言語コミュニケーション	23
6. 所属の変更	24
7. 進路	25
1) 就職について	25
2) 就職支援体制	25
3) 就職関係の情報について	25
4) 進学について	25
8. 資格取得	26
1) 教育職員免許状	26
2) 博物館学芸員の資格	26
3) 社会調査士の資格	26
弘前大学人文社会科学部規程	27
弘前大学人文社会科学部履修細則	47

1. 履修に関する一般的注意

1) 自分の時間割は自分で作成する

高校と大学とでは授業の受け方が大きく異なります。高校では時間割が全部決まっています、そのとおりに授業を受けてきました。しかし、大学では履修する科目を自分で選んで、自分の時間割を作成します。

2) 自分で情報を集める

自分の時間割を作成するためには、各種の情報を次のようにして得ます。

掲 示

大学や学部からの通知のすべてが掲示されます。非常に重要なので、大学に来たらまず掲示を見ること。掲示を確認しなかったことが原因で何か不利益をこうむった場合、自己責任となります。

ガイダンス

印刷物が配布され、重要な説明が行われます。具体的な内容や手続きなどが詳しく紹介されるので、必ず出席してください。

学生便覧

学生にとっての重要な規則などが記載されている大切な資料です。

『人文社会科学部履修案内』（本冊子）

各コースの教育カリキュラムや卒業までに必要な履修上の情報が掲載されています。

時間割表

実際の開講時間帯と教室などが示されています。毎年度または毎学期のはじめに公表されます。

シラバス

授業内容が書かれたもので、受講にあたって参考にしてください。シラバスは弘前大学ホームページに掲載されています。

成績表

単位修得状況を把握することができます。1年次後期から履修案内と対照してください。何かわからないことがあったら、主担任の教員および副担任の教員に相談して、適切なアドバイスを受けてください。

3) ガイダンスにはどのようなものがあるか

履修の仕方など、重要な情報を得る機会がガイダンスです。印刷物も配布され、また疑問点等について直接質問できますから、必ず出席してください。

ガイダンスには、次のものがあります。

- 卒業までの単位修得に直接関わる履修のためのガイダンス
- 人文社会科学部で取得できる資格についてのガイダンス
- その他

①新入生専門教育・就職ガイダンス・・・・・・・・・・ 1年次・4月はじめ

新入生全員を対象に、大学での授業の履修や学生生活の面等及び就職に関するガイダンスを実施します。『学生便覧』や『履修案内』をもとに実施しますので必ず持参してください。

②コース所属のための課程別・コース別ガイダンス・・・・・・・・・・ 1年次・9月下旬予定

2年次からコースに所属します。そのための手続きや方法等について説明されます。コース選択や所属のための重要なガイダンスです。

③コースの専門教育科目履修ガイダンス・・・・・・・・・・ 2年次・4月(授業開始前)

2年次から所属するコースの専門科目についての履修の仕方等について説明されます。

④ゼミナール所属ガイダンス・・・・・・・・・・ 2年次・10月下旬予定

3年次からゼミナールに所属します。そのための手続きや方法等について説明されます。

⑤教職ガイダンス・・・・・・・・・・ 1年次・4月はじめ

教員免許状の取得を希望する学生に対して行われます。出席者に『教育職員免許状取得の手引き』という印刷物が配布され、必要な科目の履修等について説明されます。

⑥学芸員課程ガイダンス・・・・・・・・・・ 1年次・4月頃

学芸員資格の取得を希望する学生に対して実施されます。出席者に『学芸員資格取得の手引き』という印刷物が配布され、必要な科目の履修等について説明されます。

⑦社会調査士資格取得ガイダンス・・・・・・・・・・ 1年次・9月下旬予定

社会調査士資格の取得を希望する学生に対して実施されます。コース所属ガイダンスの日程に合わせて行われるので、掲示に注意してください。

⑧就職ガイダンス → 「7. 進路」を見てください。

⑨留学ガイダンス → 国際連携本部が主催します。国際連携本部の Web Page 等を確認してください。

4) 履修登録について

【基本的な原則】

授業を受けるためには、その科目を登録する必要があります。これを**履修登録**といいます。各学期の定められた期間内に、その学期に履修する科目の登録をしなければ単位は認定されません。

また、履修登録期間終了後に、一定期間、**履修取り消し期間**を設けます。履修取り消しの手続きをしないまま授業を放棄した場合、**成績は「不可」となるので注意してください。**

【登録にあたっての条件や制限がある場合】

- ①いくつかの科目（英語コミュニケーション、ゼミナール）については、プレースメントテスト（クラス編成のためのテスト）や、特別の履修登録手続きが必要となります。これらについてはその都度、掲示等で通知されます。
- ②授業開講時に担当教員から履修カードの提出を求められる場合があります。
- ③履修希望者が多い場合、人数制限が行われる場合があります。
- ④科目によって、履修する順序に制限が行われる場合があります。I・II等の区別がある科目は段階的な履修を前提とした科目であるため、Iを履修しなければIIを履修することができません。ただし、事情によっては履修が認められることもありますので、履修登録の前に担当教員に相談してください。
これに対してA・B等の区分がある科目は段階的な履修を前提としたものではなく、異なる科目として区別されているものです。以上のような履修上の制限はありません。いずれの科目から履修してもかまいません。

【留意事項】

履修に関して、次の規定があります(P. 47. 履修細則参照)。

- ①同一時間帯に開講される科目について、2科目以上の履修登録はできません。
- ②同一の科目について、2回以上の重複履修は認められません。但し、1回目に単位を修得しない場合（例えば、成績が「不可」の場合）は、これに該当しません。

※Ⅰ・Ⅱ等やA・B等で区別されている科目もあります。記号が異なれば、異なる授業科目ということになります。
 たとえば、「〇〇論A」の単位を修得していても「〇〇論B」の履修登録はできます。2回以上の重複履修とは「〇〇論A」を2回以上履修登録できないということです。これはⅠ・Ⅱ等でも同様です。
但し、①・②等で区分されている科目は同一の科目として扱いますので、2回以上の履修は認められません。

5) 各学期に履修登録できる単位数(キャップ制)

1年間で履修登録可能な科目の単位数の上限は、教養教育科目と専門教育科目を合わせて48単位まで(弘前大学における授業科目の履修登録単位数の上限に関する規程及び履修細則1条の5)と決められています。これを**キャップ制**といいます。

但し、以下の科目はキャップ制の対象科目となりません。

- ・演習科目
- ・実習科目
- ・集中講義(休業期間中に開講されるもの)
- ・3年次・4年次ゼミナール(基礎ゼミナール・地域学ゼミナールはキャップ制に含まれます)
- ・卒業研究・特定課題研究
- ・教職関連科目のうちの**教職に関する科目**(別表第6の科目)
- ・学芸員の資格を取得するための必修(別表第7)のうちの博物館資料論, 博物館資料保存論, 博物館展示論, 生涯学習論, 博物館実習Ⅰ, 博物館実習Ⅱ

2. 担任制と指導教員

弘前大学では全学的に担任制を導入しています。これは、学習面・生活面等での相談ごとや悩み等についてアドバイスを受けたいと思った場合に、相談窓口となって、課題の解決の糸口を与えてくれる支援体制の一つです。

ここでは、卒業までの主担任と副担任について説明します。

1) 主担任と副担任について

主担任は、各学期にクラス面談を実施するほか、必要に応じて個別面談を実施します。また、休学留学等の手続きの際に必要な措置を行うほか随時、学生の相談にのります。

副担任は、主担任とは異なる観点から意見を求めたい場合、また主担任には相談しにくいような場合などに相談にのります。副担任は、主担任の代わりに、手続き上の措置等を行う場合もあります。

2) 1年次から4年次までの主担任と副担任

主担任と副担任は、原則として、以下のとおりです。

	1年次	2年次	3年次	4年次
主担任	基礎ゼミナールの担当教員			
副担任	課程の学務委員	コースの学務委員	ゼミナールの担当教員	

※基礎ゼミナールの再履修の場合、1年次前期に担任した教員が主担任となります。

3. 教育課程（カリキュラム）の概要

本学部の教育課程は、大きく分けて**教養教育科目**と**専門教育科目**から編成されています。
また、専門教育科目には、免許・資格に関する科目も開設されています。各授業科目の区分等については、以下のとおりです。

1) 科目の区分

- 教養教育科目・・・詳しくは『教養教育科目履修マニュアル』を参照のこと。
- 専門教育科目・・・①学部基本科目
 　　　　　　　　　　　　・・・②学部専門科目（コア・基礎・発展・応用・選択・ゼミナール・卒業研究科目）
 　　　　　　　　　　　　☆この冊子の「5-3）. 各コースの履修の仕方」を参照
- 適宜修得科目・・・☆この冊子の「5-3）. 各コースの履修の仕方」を参照
- 教職に関する科目・・・☆この冊子の「8. 資格取得」を参照
 　教育職員免許状の取得に必要な科目には、**教職に関する科目**のほかに**教科及び教科の指導法に関する科目**があります。**教科に関する科目**は、指定された専門教育科目の中から選択して修得します。詳しくは**教職ガイダンス**で説明されます。
- 学芸員の資格取得に必要な科目・・・☆この冊子の「8. 資格取得」を参照
 　博物館概論，博物館経営論，博物館情報・メディア論，博物館教育論，は学芸員の資格取得に必要な科目ですが、専門教育科目に含まれます。
 　詳しくは**学芸員課程ガイダンス**において説明されます。

2) 卒業に必要な科目と単位数

◆教養教育科目(34単位)

科目群	単位数
スタディスキル導入科目	4単位
ローカル科目	2単位
グローバル科目	2単位
学部越境型地域志向科目	2単位
社会・文化	2単位
自然・科学	2単位
人間・生命	2単位
キャリア教育	4単位
英語	8単位
適宜修得単位	6単位

☆修得すべき単位の内訳および注意事項については『教養教育科目履修マニュアル』を参照のこと。

◆専門教育科目(90単位)

科目群	単位数	
学部基本科目	10単位	
学部専門科目	コア科目	コース別（P. 35～）
	基礎科目	コース別（P. 35～）
	発展科目	コース別（P. 35～）
	応用科目	コース別（P. 35～）
	選択科目	コース別（P. 35～）
	ゼミナール	8単位
	卒業研究（特定課題研究）	6単位（4単位）
適宜修得科目（特定課題研究の場合）	20単位（22単位）	

合計 124単位

※適宜修得科目は、別表（P. 35～）を参照してください。

3) 成績評価について

成績評価の基準とGPA制度

- ・成績評価は、平常の学習、試験・レポートの内容等にもとづいて総合的に行われます。成績評価でどのような点が重視されるかは、各科目に関するシラバスを参照してください。
- ・成績評価は、次の5段階方式で行われます。**不可**の場合は、修得単位数はゼロです。
- ・成績評価にあわせて、評価の各段階を4～0のポイント（GP）に区分し、**GPA**（Grade Point Average の略）**数値**を算出します。

評価	評点	成績評価基準	GP
秀(S)	100～90	到達目標を達成し、特に優秀な成績を修めている。	4
優(A)	89～80	到達目標を達成し、優秀な成績を修めている。	3
良(B)	79～70	到達目標を達成し、良好な成績を修めている。	2
可(C)	69～60	到達目標を最低限達成している。	1
不可(D)	59以下	到達目標に達していない。	0

- ・GPAは、次の式により計算するものとし、その数に小数点以下第一位未満の端数があるときは、小数点以下第二位の値を四捨五入するものとします。

$$\text{学期 GPA} = \frac{\text{（当該学期の履修科目の GP} \times \text{当該科目の単位数）の総和}}{\text{当該学期の履修登録した科目の総単位数}}$$

$$\text{累積 GPA} = \frac{\text{（全学期の履修科目の GP} \times \text{当該科目の単位数）の総和}}{\text{修得した科目の総単位数}}$$

異議・苦情申立て

- ・成績評価等に疑問がある場合は、成績評価を行った教員にその根拠を尋ねることができます。
- ・成績評価について異議等がある場合は、成績通知表配布開始日を含めて2週間以内に、「**授業科目の履修成績に関する質問書**」によって異議を申立てることができます。「**授業科目の履修成績に関する質問書**」の書式は、人文社会科学部教務担当で入手できます。質問書に必要事項を記入し、人文社会科学部教務担当に提出してください。人文社会科学部教務担当は担当教員に確認し、学生に説明します。説明を受けても、なお異議があるときは、人文社会科学部長に対して、「**授業科目の履修成績に対する異議申立書**」を提出することができます。「**授業科目の履修成績に対する異議申立書**」の書式は、人文社会科学部教務担当で入手できます。申立書に必要事項を記入し、封をして人文社会科学部教務担当に提出してください。この申立書は人文社会科学部長が直接開封し、対応を検討します。
- ・授業等において、教員が自らの地位や立場を利用して差別的・暴力的な指導を行った場合（アカデミック・ハラスメント）には、人文社会科学部長に苦情を申立てることができます。**苦情申立書**は、人文社会科学部教務担当で入手できます。申立書に必要事項を記入し、封をして人文社会科学部教務担当に提出してください。この苦情申立書は、人文社会科学部長が直接開封し、対応を検討します。

不正行為

- ・期末試験および期末試験以外の試験（中間試験、小テスト等）で不正行為を行った学生に対しては、停学の懲戒処分が課されます。この場合、**教養教育科目・専門教育科目**のうち、実験・実習および実技科目を除く当該学期に履修した単位のすべてが無効になります。停学処分が下されると、4年での卒業ができなくなるので注意してください。
- ・書籍、論文、インターネット上の情報等を、出典を明記することなく引用した場合（盗用・剽窃）には、不正行為とみなされるので注意してください。

4. 教養教育科目の履修の仕方

教養教育科目は弘前大学の全学生を対象として、幅広い教養を身につけることを目的とする科目です。その履修方法や時間割については、『教養教育科目履修マニュアル』と「教養教育科目時間割表」を参照してください。

なお、**教養教育科目**については、**専門教育科目**との有機的関連を図るために、以下のような推奨措置をとっています。

教養教育科目の修得方法

【全課程】

ローカル科目については、前期履修を推奨します。但し、後期における履修を妨げるものではありません。

社会・文化、自然・科学、人間・生命に関する科目については、前期履修を推奨します。但し、後期における履修を妨げるものではありません。

【文化創生課程】

文化創生課程の学生は前期・後期ともに**教養教育科目「多言語」**を履修することを強く推奨します。2年次以降の**学部専門科目の多言語コミュニケーション**については、1年次における**教養教育科目「多言語（ドイツ語・フランス語・中国語）」**の履修を前提とします。

※詳細については、新入生ガイダンスにおいて説明されます。

5. 専門教育科目の履修の仕方

専門教育科目については、1年次から履修し、2年次からは各コースに所属して履修します。1年次前期・後期には学部基本科目が開講され、1年次後期には各コースのコア科目が開講されます。所属を希望するコースに関係する科目については、必ず履修してください。

これについては**新入生ガイダンス**でも説明されます。

1) コース所属について

コース所属ガイダンス(1年次9月下旬予定)において具体的に説明します。必ず出席してください。ここでは重要な点をいくつか挙げておきます。

各コースの受入人数（下線を引いた人数は、各コースの基本定員）

- ・文化資源学コース 50名～55名
- ・多文化共生コース 60名～65名
- ・経済法律コース 50名～55名
- ・企業戦略コース 55名～60名
- ・地域行動コース 50名～55名

※コース定員に変更がある場合は、掲示でお知らせします。

コース所属の条件

- ・単位修得上の条件は、特にありません。
- ・但し、第一志望者がコース受入人数を超えた場合には、選考があります。
- ・第一志望のコースに関連して、**多言語コミュニケーション**の履修希望言語を記入します。

コース所属の手続き

- ・**コース所属志望届**を提出します。文化創生課程の学生の場合、**コース所属志望届**には第二志望まで志望順位を記入し、社会経営課程の学生の場合、第三志望まで志望順位を記入します。
- ・**コース所属志望届**を期日までに提出しなかったり、提出しても不備がある場合には、不利な扱いを受けることもありますので注意してください。

コース所属の選抜方法

- ・1年次前期成績のGPA数値の高い順に選抜を行います。GPA数値が同値の場合には、成績評価で「秀」の数、「優」の数、「良」の数の多い順で選抜を行います。

コース所属決定までのスケジュール

- ・コース所属ガイダンス 1年次9月下旬
- ・コース所属志望届の受付 1年次12月初旬
- ・締切り 1年次12月中旬
- ・所属コースの発表 1年次1月下旬～2月上旬(掲示)
(締切り後の所属希望コース変更は認められません。次学期以降に「6. 所属の変更」による、転コース手続きを行ってください。但し、欠員がある場合に限りです。)

2) 授業科目の種類

人文社会科学部の**専門教育科目**には、**講義、演習、実習、ゼミナール**の4種類の科目があります。これは授業形態の違いにもとづく分類です。

なお、講義とゼミナールは、各コースに設定されている科目ですが、演習と実習についてはコースによって異なります。これは各コースの教育方法による違いです。

講義

① 専門教育科目の講義

専門教育科目としての講義は、各専門分野に関する基礎的・応用的知識や技能等について学習するもの、その分野に固有のテーマ等について深く学習するものなど、多様な内容で行われます。

履修したい講義については、各コースのガイダンスやシラバス、場合によっては担当教員に対して直接質問するなどしてよく調べ、自分の履修計画を立てて履修登録をしてください。

② 必修科目・選択必修科目・選択科目

専門教育科目については、各コースの教育方針によって、各科目の位置づけが異なっており**必修科目・選択必修科目・選択科目**というように区別されています。

必修科目及び選択必修科目は重要な科目ですから、卒業に必要な単位数を十分確認して履修してください。

③ セメスター制

弘前大学では、前期(4月～9月)・後期(10月～3月)の2学期制を採っています。学期のことを**セメスター**と呼びます。講義科目は、学期単位で開講されます。

④ 履修年次

専門教育科目の多くは、2年次や3年次から履修の対象となります。1年次から履修可能な科目もあります。これについては**人文社会科学部規程別表**(P. 35～)を参照してください。

また、**新入生ガイダンス**においても詳しく説明されます。

履修年次の原則として、自分の学年の上位学年に履修指定されている科目については、受講することができません。(たとえば、1年次の学生は2年次以上の学生に担当されている科目は履修できませんが、2年次以上の学生が1年次配当の授業科目を履修することはできます。)

演習

① 演習の目的

少人数方式、双方向型の授業です。その目的は、文献・資料などの解読や分析、外国書の講読等の具体的な作業を通して専門分野の理解を深めることにあります。他コースや他課程の学生も受講可能な授業であるという点がゼミナールとの違いです。

② 授業の形態

講義と同様、学期単位で開講される授業(**セメスター制**)で、履修する順番が指定されているI・II等の方式の演習と、どの順序で履修してもよいA・B等の方式の演習があります。

演習の単位計算方法(履修時間数)は、講義の場合と同様です。

③ 対象年次

2年次から開講されますが、3年次以降に履修するものもあります。

④ 履修登録と定員

演習によっては、定員を設定しているものもあります。履修希望者数が多数の場合には、履修者を選考することもあります。

実習

① 実習の目的

各専門分野において必要な基礎的技能を学習するための、実地教育・実物教育を行う授業です。

講義の聴講や読書からは学べない事柄を、実体験によって学びます。実習を履修することは、その分野の基本的な考え方を肌で感じ、身をもって修得する機会となります。

②授業の形態

講義の場合と同様、学期単位で開講される授業(セメスター制)で、履修する順番が指定されているⅠ・Ⅱ等の方式の実習と、どの順序で履修してもよいA・B等方式の実習があります。

実習は、2コマ連続の時間帯に開講され、講義の半分の単位計算となります。

実習には、夏期休暇中などを利用して学外へ出かけるものもあり、多様なテーマで多くの種類の実習が行われます。

テーマによって授業形態や内容が異なりますので、シラバスや各コースのガイダンスでよく確認してください。

③対象年次

2年次から開講されますが、3年次以降に履修するものもあります。

④履修登録と定員

実習によっては、履修定員を設定しているものや事前の手続が必要なものもあります。

履修希望者数が多数の場合、履修者を選考することもあります。

英語コミュニケーション・多言語コミュニケーション

「英語コミュニケーション・多言語コミュニケーション」を参照してください。

インターンシップ(企業等実習)

①インターンシップとは

職場での実地体験を通して、自分の資質・能力・適性を知り、将来の職業選択やキャリアアップ等の指針として役立つこと、大学での勉学においては身につけることのできない実務上の知識を修得し、現実の職場で必要な責任感や自立心を養うことを目的としています。

本学部のカリキュラムには、インターンシップA(国内)・インターンシップB(海外)があり、詳しくは掲示等でお知らせします。

キャリアセンターが主催するインターンシップもあり、インターンシップAに読み替え可能です。詳しくはキャリアセンターのWeb Pageを確認してください。

②履修年次、定員

履修年次は3年次で、定員はその年度の実習の受入先の状況によって異なります。詳しくは、掲示等でお知らせします。

③単位認定

10日間、60時間で2単位となります。

ゼミナール

①ゼミナールの目的

専門分野の知識・技能を修得するために、各専門分野のテーマに関し演習形式で行う授業です。担当教員によってスタイルは異なりますが、学生主体の研究発表とそれにもとづく討論等を中心とした少人数形式の双方向的授業です。

また、その分野に関わる講義や文献講読が行われたり、練習問題を解いたり、実技の訓練が行われる場合もあります。

ゼミナールによって、専門分野をより深く学習することができます。講義や演習、実習はゼミナールの勉強の前提であり、卒業研究はゼミナールで学習したことを自分自身の研究の成果にまとめる作業と考えることができます。どのゼミナールに所属するか、ふだんからよく調べ、じっくり考えておいてください。

②履修年次

3年次(4単位)と4年次(4単位)に履修(必修8単位)します。指導教員は原則として同一教員となります。

ゼミナールの所属期間は、3年次ゼミナール開始から2年間(以上)です。原則として、3年次ゼミナール修得後4年次ゼミナールに進みます。ゼミナール開始後、3年次のゼミナール単位が0単位(前後期ともに未修得)の場合は卒業が1年遅れます。3年次に半期分2単位しか修得できなかった場合は、ゼミナール担当教員に相談してください。

③ゼミナール所属

ゼミナールは、2年次に所属したコースの担当教員が開講するメンバー(学生)固定の授業です。そのため各ゼミナールに参加するメンバーを決定するためのゼミナール所属手続きがありま

④受入人数

原則として、一教員につき5名までは受け入れます。受入人数の上限はコースによって異なりますので、コースのゼミナール所属ガイダンスに参加して確認してください。

⑤ゼミナール所属の要件

原則として、2年間に在学（休学は在学期間に算入しません）している学生が対象となります。**履修細則**に、以下の修得単位数が定められています。

- ・**教養教育科目**…スタディスキル導入科目4単位を含む26単位以上
- ・**専門教育科目**…学部基本科目（グローバル実践科目を含む）8単位及びコースで指定したコア科目4単位を含む16単位以上

上記単位数を2年次終了時点で満たさなかった場合は、3年次4月からのゼミナール所属はできません。但し、3年次前期終了時点でこの単位数を満たした場合は、3年次10月からの所属が可能ですので、人文社会科学部教務担当で手続きを行ってください（この場合、ゼミナール開始が半期遅れるため卒業も半期分遅れます）。3年次4月に所属ができなかった場合は、所属を希望するゼミナールの担当教員とよく相談して、10月所属に備えた学習準備を行ってください。

⑥ゼミナール所属の手続き

◆ゼミナール所属ガイダンス

2年次後期の10月下旬にコースごとに行われます。掲示等で確認して、必ず参加してください。

◆ゼミナール見学、研究室訪問

ガイダンス終了後、ゼミナール見学および研究室訪問の期間が設定されます。この期間中にゼミナールを見学したり、関心のある研究室を訪問して、教員やゼミナールの先輩にたくさん質問してください。

◆ゼミナール所属希望届の提出

- ・ゼミナール見学後、所定の**ゼミナール所属希望届**に第3希望まで書いて、期限までに人文社会科学部教務担当に提出します。その際、必ず第1希望ゼミナールの担当教員に押印してもらってください。
- ・**コース会議**の協議を経て、各ゼミナールに所属することになる学生の学籍番号・氏名等がコースごとに発表されます。

⑦ゼミナール所属決定までのスケジュール

- ・ゼミナール所属ガイダンス…10月下旬
- ・ゼミナール見学、研究室訪問期間…11月中（ガイダンス終了後2週間程度）
- ・ゼミナール所属希望届提出…原則ゼミナール見学期間最終日午後5時まで
- ・所属ゼミナールの決定・発表…12月上旬～1月上旬

⑧ゼミナール所属手続き時に不在の場合

ゼミナール所属手続き時に休学・留学（扱）などで事前に不在になることがわかっている場合は、休学・留学（扱）手続きと同時に、事前に所定のゼミナール希望届を提出することが可能です。詳細は人文社会科学部教務担当もしくは主担任又は副担任の教員に尋ねてください。

⑨転ゼミナール

ゼミナールに所属すると、原則として、2年間、同じ教員の指導を受けることになります。しかし事情によっては、転ゼミナールが認められる場合があります。転ゼミナールを希望する場合は、主担任又は副担任の教員に相談してください。（転ゼミナールについては〔6. 所属の変更〕も参照してください。）

⑩所属ゼミナール以外のゼミナール受講について

所属したゼミナール以外の（他コース・他課程を含む）ゼミナールを受講することも可能です。修得した単位は**適宜修得科目**として認められます。但し、他のゼミナールを受講する場合は、（1）受講を希望するゼミナールの定員に空きがあること、（2）所属ゼミナールと受講を希望するゼミナールの担当教員双方の了解を得ていることが必要です。

留学（扱）時におけるゼミナールの履修ならびに卒業研究・特定課題研究の履修

①ゼミナール履修

留学（扱）時においても、ゼミナールを履修することが可能です。ここでいう留学（扱）とは、学費を納め、在学（在籍）扱いになっている者の留学を指します。従って、休学して留学する場合は含まれません。

この場合、Eメールによる指導やレポートの提出などのような、ゼミナール担当教員による定期的な指導を受けることが必要になります。そのほかにも条件がつく場合もありますので、詳細は各ゼミナール担当の教員に尋ねてください。

②ゼミナール所属手続き

ゼミナール所属手続き時に留学（扱）で不在になることがわかっている場合は、留学（扱）手続きと同時に、事前に所定のゼミナール希望届を提出することが可能です。詳細は人文社会科学部教務担当もしくは主担任又は副担任教員に尋ねてください。（ゼミナール⑧参照）

③卒業研究・特定課題研究の履修

留学（扱）時においても、卒業研究・特定課題研究を履修することが可能です。

この場合、Eメールによる指導やレポート提出などのようなゼミナール担当教員による定期的な指導を受けることが必要になります。そのほかにも条件がつく場合がありますので、詳細は各ゼミナール担当の教員に尋ねてください。

研究倫理教育について

e-learning による倫理教育の受講

ゼミナールに所属する3年次前期に、e-learning による研究倫理教育（eL CoRE）の大学院生向けコースを受講し、3年次の9月末までに修了することが必須となります。

各自専用のサイトにアクセスし受講しますので、3年次前期に入る前に掲示等で受講方法をお知らせします。

卒業研究・特定課題研究

①卒業研究・特定課題研究

卒業にあたって、大学4年間の学習の集大成としての成果を自らの研究という形にまとめあげる作業や作品であり、**卒業研究（6単位）**か**特定課題研究（4単位）**のいずれかを選択することができますが、原則として卒業研究を履修してください。

指導教員の指導を受けながら、自主的に調査・研究を進め、充実した納得できる作品を作り上げてください。

なお、作成にあたっては、**研究倫理教育**を受け、不正や不備がないよう努めなければなりません。具体的には、先行研究の引用においては出典を明示すること、自説を提示する場合に論拠を示すこと、先行研究の剽窃禁止、データ捏造禁止等が挙げられます。また、研究テーマごとに様々な留意点があります。たとえば、人を対象とした調査・研究においては、対象者の同意とデータの適切な管理・利用が求められます。不明な場合は必ず指導教員に相談し、その指示に従ってください。

②特定課題研究として認められるもの

○調査報告書の場合、単なるデータの報告にとどまらず、調査結果についての「分析・考察」を含むこと。

○コンピュータプログラムの場合、プログラムリストのほかに、そのプログラムの使用説明書マニュアルや、設計のもとになる基本的な考え方を述べたプログラム解説書等を添えること。

○その他、上記2例に準じて、何らかの分析・考察を記した文書を添えること。

③卒業研究・特定課題研究の表紙、分量の目安

卒業研究・特定課題研究を提出する場合、所定の用紙を貼り付けます。この用紙は人文社会科学部教務担当で配布します。

卒業研究の分量の目安は、次のとおりですが、具体的には指導教員に相談してください。

邦文の場合、「20,000字以上」

欧文の場合、「約6,500語以上」（1ページ65ストローク×25行、20枚以上）

特定課題研究の分量の目安は、次のとおりですが、具体的には指導教員に相談してください。

邦文の場合、「12,000字以上」

欧文の場合、「約4,000語以上」（1ページ65ストローク×25行、12枚以上）

④指導教員

4年次ゼミナール担当教員が指導教員となります。

⑤口述試験（卒業研究試験）

卒業研究・特定課題研究を提出後，内容についての口述試験を行います。
口述試験には，主査(指導教員)と副査(他の教員)が出席します。

- ⑥卒業研究・特定課題研究に関するスケジュール（当日休日の場合は直前の平日）
- ◆卒業研究・特定課題研究題目届提出締切・・・・・・・・４年次 10月15日（午後5時）
 - ◆卒業研究・特定課題研究提出締切・・・・・・・・４年次 1月10日（午後5時）
 - ◆口述試験・・・・・・・・４年次1月末から2月上旬までの間に実施

3)各コース教育カリキュラムと履修方法

次ページから、各コースでの履修の仕方について説明します。

その中で、コア科目という用語が使われていますが、これは、その履修分野に配置される科目の位置づけをあらわすものです。

コア科目とは、その履修分野における最も中心的な科目と定義されます。つまり、その分野を修める学生ならば誰でも修得しておくべき科目ということになります。

課 程 名	コ ー ス 名
文化創生課程	文化資源学コース
	多文化共生コース
社会経営課程	経済法律コース
	企業戦略コース
	地域行動コース

[教養教育科目の履修]

(1) 英語, 多言語

英語（必修）以外に、多言語を履修することを強く推奨します。

(2) ローカル科目, グローバル科目, 社会・文化, 自然・科学, 人間・生命

文化資源学コース担当教員の科目の履修を勧めます。

[専門教育科目の履修]

(1) 学部基本科目

1年次前期に開講される入門科目については、「歴史学入門」、「哲学倫理入門」、「言語学入門」、「文学入門」を中心に履修することを勧めます。

(2) コア科目

文化資源学コースに所属を希望する学生は、1年次後期に開講される「コア科目」から、「文化資源学（必修）」を含めて2科目（4単位）を選択し履修してください。「文化資源学」のコアとなる考え方を学びます。なお、文化創生課程の専門全体を学ぶため、「多文化共生論」の履修を勧めます。

(3) 2年次以降の講義・実習・演習とゼミナール・卒業研究（又は特定課題研究）

文化資源学コースで開講される授業科目は、文化財学系、言語学・文学系、倫理学・思想系という3つの専門分野に分かれます。3・4年次のゼミや4年次での卒業研究（又は特定課題研究）でこれらの専門分野からどれを選ぶのかを念頭におき、2年次以降に開講される授業の履修計画を立ててください。基礎から応用へと科目内容は高度化しますので、系統的な履修が求められます。

文化財学系を志望する場合は、有形・無形文化財の取り扱いや記録化の方法を実践的に学ぶほか、長期休暇期間を利用したフィールドワークを伴う実習があります。言語学・文学系と、倫理学・思想系を志望する場合は、その各分野を学ぶ上での基礎的な知識を学びつつ、実践的に文献資料の読解を行う演習があります。2年次の実習・演習および3年次の実習は、同じ科目を通年でⅠ・Ⅱの順で履修してください。

3年次以降は、教員が個別に開講するゼミナールに所属し、卒業研究（又は特定課題研究）に向けての専門的な指導を受けることになります。

(4) 文化資源活用論 地域文化振興論 地域文化振興実習

文化資源活用論では、文化財学系、言語学・文学系、倫理学・思想系という3系統の観点から、人間の文化を資源として活用する意義や方法、問題点について学びます。

地域文化振興論では、考古学・民俗学・文化財学・文化財科学・美術史学・博物館学の6分野のなかから、各学問に関わる地域文化の現状や問題点、今後の展望等について講義します。地域で活動する専門家をゲスト講師として招くこともあります。

地域文化振興実習では、日本文学・言語学・日本語学・思想・倫理学の5分野にかかわる、文化振興の現状・歴史・未来像を、さまざまなメディアの実践的理解にもとづいて解き明かし、文化振興のあり方や方法、問題点を考察します。地域の博物館・文学館等の文化施設に赴くこともあります。

(5) 選択科目

選択科目は文化資源学コース特設講義及び本コースの学習内容と関連の深い他コースの授業です。学生のみなさんの関心に基づいて履修してください。

(6) 適宜修得科目

文化資源学コースでは、卒業に必要な単位のうち20単位（特定課題研究を選択する場合は22単位）は適宜修得科目です。これには本コース開講科目はもちろん、本学部の他コース・他学部の開講科目を含むことができます。教養教育科目は4単位までとします。なお、別表第6教職に関する科目及び別表第7学芸員の資格を取得するための授業科目の中の必修科目（但し「博物館概論」、「博物館経営論」、「博物館情報・メディア論」、「博物館教育論」を除く）は、含めることはできません。

文化創生課程 多文化共生コース

教育目標

本コースは、英語をはじめ外国語の高い運用能力に裏打ちされた多角的な文化理解に基づいて、多様性の認識とグローバルマインド、さらには柔軟で主体的な思考力と判断力を養成し、国内外の正しい歴史・文化理解をもとに、世界情勢を的確に見極めつつ、地域社会のグローバル化の推進に貢献できる人材を育成します。

文字囲み部分＝コア科目，ゴチック＝必修・選択必修科目

区分	年次	科目の区分及び授業科目名	所要単位	
教養教育科目	1年次 ～ 4年次	スタディスキル導入科目 4単位 英語 8単位 ローカル科目 2単位 グローバル科目 2単位 社会・文化2単位 自然・科学2単位 人間・生命2単位 キャリア形成の基礎 2単位 キャリア形成の発展 2単位 学部越境型地域志向科目 2単位 多言語Ⅰ・Ⅱ 8単位(推奨) 適宜修得科目 6単位(多言語を選択した場合は不要)	34	
	1年次前期 (学部基本科目)	学部基本科目 8単位 (歴史学入門, 哲学倫理入門, 言語学入門, 文学入門, 社会学入門, 経済学入門, 経営学入門, 会計学入門, 統計学入門, 法学入門から4科目必修選択)		
専門教育科目	1年次後期 (学部基本科目, コア科目)	学部基本科目 2単位(グローバル実践科目) コア科目(6科目12単位) 多文化共生論 グローバルコミュニケーション論A 文学基礎論A 歴史基礎論A 地域基礎論A 国際共生論A		
	2年次前期 (コア科目・基礎科目・発展科目)	グローバルコミュニケーション論B 文学基礎論B 歴史基礎論B 多文化基礎論 地域基礎論B 国際共生論B 基礎科目(3科目6単位) 英語コミュニケーションA, 英語コミュニケーションB 多言語コミュニケーションA, 多言語コミュニケーションB 歴史文化演習A 発展科目(6科目12単位) トラベルスタディーズ 〈歴史文化学系〉 〈外国語・外国文学系〉 〈地域学系〉 人文地理A 英語学A 英米文学A 欧米文化論A アジア地域学A アメリカ・オセアニア地域学A		
	2年次後期 (発展科目・応用科目)	日本史 中国史 英語学B 欧米文化論B 西洋史 ユーラシア史 英米文学B アジア地域学B 沿岸アジア史 人文地理B 言語文化論 ヨーロッパ地域学 西洋古典文化論 アメリカ・オセアニア地域学B 応用科目(4科目8単位) 英語コミュニケーションC, 英語コミュニケーションD 多言語コミュニケーションC, 多言語コミュニケーションD 歴史文化演習B, スタディアブロードA, スタディアブロードB	90	
	3年次	3年次ゼミナールⅠ (応用科目) 3年次ゼミナールⅡ 英語コミュニケーションE, 英語コミュニケーションF 多言語コミュニケーションE, 多言語コミュニケーションF 歴史文化演習C, 歴史文化演習D, スタディアブロードC, D		
	4年次	4年次ゼミナールⅠ 卒業研究(6単位)又は 4年次ゼミナールⅡ 特定課題研究(4単位)		
	1年次～ 4年次(選択科目)	多文化共生コース特設講義と他コース開講科目等(文化資源学・民俗と文化・言語と文化・文学と文化・思想と文化・日本考古学・文化財論・西洋考古学・社会調査論・社会学・ミクロ経済学Ⅰ・公法学・経営戦略論・インターナシップA・自然地理A, B・地誌A, B) 8単位		
	1年次～ 4年次	適宜修得科目 20単位(特定課題研究を選択する場合は22単位)		
	合 計			124

[教養教育科目の履修]

(1) 英語、多言語

多文化共生コースに所属する学生は、英語（必修科目）を8単位履修するのに加えて、多言語のうちドイツ語Ⅰ・Ⅱ、フランス語Ⅰ・Ⅱ、中国語Ⅰ・Ⅱから1言語8単位を履修する必要があります。教養教育科目（多言語）を履修していないと、2年次以降の多言語コミュニケーションを履修することができません。

(2) ローカル科目、グローバル科目、社会・文化、自然・科学、人間・生命

多文化共生コースでの専門教育を履修する上で、入門的・基礎的科目であると思われる教養教育科目の履修を勧めます。

[専門教育科目の履修]

(1) 学部基本科目

1年次前期に開講される入門科目については、「歴史学入門」、「哲学倫理入門」、「言語学入門」、「文学入門」を中心に履修することを勧めます。

(2) コア科目

多文化共生コースに所属を希望する学生は、1年次後期・2年次前期に開講される「コア科目」から、「多文化共生論（必修）」を含めて6科目（12単位）を選択して履修する必要があります。これらの科目を通じて、「多文化共生」のコアとなる考え方が提供されます。

(3) 基礎科目・応用科目

2年次前期の基礎科目では、あらゆる専門の土台となる英語コミュニケーション・多言語コミュニケーションを選択必修科目として履修し、それに加えて、3年次以降の専門を見据え、英語コミュニケーション、多言語コミュニケーション、歴史文化演習を履修してください。2年次後期・3年次の応用科目では、留学関連科目であるスタディアブロードも含め、それぞれの分野でさらに高度な内容を学習します。英語コミュニケーション・多言語コミュニケーションの履修については p. 23 も参照してください。

(4) 2年次以降の講義・演習とゼミナール・卒業研究（又は特定課題研究）

多文化共生コースで開講される授業科目は、歴史文化学系、外国語・外国文学系、地域学系という3つの専門分野に大きく分かれます。4年次での卒業研究（又は特定課題研究）でこの3つの専門分野のうちどれを選ぶのかをある程度念頭におきながら、2年次以降に開講される授業の履修計画を立ててください。3年次以降は、教員が個別に開講するゼミナールに所属し、卒業研究（又は特定課題研究）に向けての専門的な指導を受けることになります。

(5) トラベルスタディーズ

トラベルスタディーズは外国の文化に直接触れ、外国語を用いて様々な人と接することを通じて異文化理解を深め、コミュニケーション能力を磨くことを目的とする科目です。例年12月にガイダンスが行われ、事前学習を経て、夏季休暇などの期間に2週間ほど現地での実習を行います。

(6) スタディアブロード

多文化共生コースでは留学を奨励しています。スタディアブロードは、事前・事後学習と留学先の学習とを合わせて評価し、単位を修得することができる科目です。これにより留学先での学習によって単位を修得しやすくなり、留学した場合でも年次通りに卒業することも可能となります。

(7) 選択科目

選択科目は多文化共生コース特設講義及び本コースの学習内容と関連の深い他コースの授業等です。学生のみなさんの関心に基づいて履修してください。

(8) 適宜修得科目

多文化共生コースでは、卒業に必要な単位のうち20単位（特定課題研究を選択する場合は22単位）は適宜修得科目としています。これには本コース開講科目はもちろん、本学部の他コース・他学部の開講科目を含むことができます。教養教育科目は4単位までとします。なお、別表第6教職に関する科目及び別表第7学芸員の資格を取得するための授業科目の中の必修科目（「博物館概論」、「博物館経営論」、「博物館情報・メディア論」、「博物館教育論」を除く）は、含めることはできません。

社会経営課程 経済法律コース

教育目標

皆さんが社会で働くようになれば様々な問題に直面します。公務員であれば市町村の経済活性化政策の立案を任されたり、民間企業では新製品に法律上の問題がないかを検討する仕事を担うこともあります。このような問題を解決するには経済学や法学の素養が必要です。本コースでは、広範な講義科目と自ら問題を調査・分析する実習科目を通じて、経済学と法学両分野の専門知識を体系的に習得します。

文字囲み部分=コア科目, **ゴチック**=必修科目

区分	年次	科目の区分及び授業科目名	所要単位											
教養教育科目	1年次 ～ 4年次	スタディスキル導入科目 4単位 英語 8単位 ローカル科目 2単位 グローバル科目 2単位 社会・文化 2単位 自然・科学 2単位 人間・生命 2単位 キャリア形成の基礎 2単位 キャリア形成の発展 2単位 学部越境型地域志向科目 2単位 多言語Ⅰ・Ⅱ 8単位 適宜修得科目 6単位（多言語を選択した場合は不要）	34											
	1年次前期 (学部基本科目)	学部基本科目 8単位（歴史学入門, 哲学倫理入門, 言語学入門, 文学入門, 社会学入門, 経済学入門, 経営学入門, 会計学入門, 統計学入門, 法学入門から4科目必修選択）	90											
1年次後期 (コア科目, 学部基本科目)	ミクロ経済学Ⅰ マクロ経済学Ⅰ 公法学 私法学 学部基本科目 2単位 (グローバル実践科目)													
2年次前期 (基礎科目, コア科目)	<table border="1"> <tr> <td>〈公共政策系〉</td> <td>〈経済政策系〉</td> <td>〈雇用・生活政策系〉</td> </tr> <tr> <td>財政学 行政学</td> <td>経済政策 金融論</td> <td>労働経済学</td> </tr> <tr> <td>政治学 憲法</td> <td>国際経済学</td> <td>日本経済史</td> </tr> <tr> <td>行政法 刑法</td> <td>経済学史 商法</td> <td>民法 労働法</td> </tr> </table>	〈公共政策系〉		〈経済政策系〉	〈雇用・生活政策系〉	財政学 行政学	経済政策 金融論	労働経済学	政治学 憲法	国際経済学	日本経済史	行政法 刑法	経済学史 商法	民法 労働法
	〈公共政策系〉	〈経済政策系〉		〈雇用・生活政策系〉										
財政学 行政学	経済政策 金融論	労働経済学												
政治学 憲法	国際経済学	日本経済史												
行政法 刑法	経済学史 商法	民法 労働法												
	ミクロ経済学Ⅱ マクロ経済学Ⅱ 経済法律基礎演習Ⅰ													
2年次後期 (発展科目, コア科目, 応用科目)	<table border="1"> <tr> <td>〈公共政策系〉</td> <td>〈経済政策系〉</td> <td>〈雇用・生活政策系〉</td> </tr> <tr> <td>公共政策論 刑事司法論</td> <td>産業立地論 市場経済論</td> <td>雇用政策論 消費経済論</td> </tr> <tr> <td>地方財政論 地方自治論</td> <td>経済発展論 市場法制論</td> <td>生活政策論</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国際金融論</td> <td>社会保障制度論</td> </tr> </table>	〈公共政策系〉		〈経済政策系〉	〈雇用・生活政策系〉	公共政策論 刑事司法論	産業立地論 市場経済論	雇用政策論 消費経済論	地方財政論 地方自治論	経済発展論 市場法制論	生活政策論		国際金融論	社会保障制度論
	〈公共政策系〉	〈経済政策系〉		〈雇用・生活政策系〉										
公共政策論 刑事司法論	産業立地論 市場経済論	雇用政策論 消費経済論												
地方財政論 地方自治論	経済発展論 市場法制論	生活政策論												
	国際金融論	社会保障制度論												
	経済法律基礎演習Ⅱ 自治体政策研究 経済学演習 A・B 法学演習 A・B													
3年次前期 (応用科目)	地域行政実習 3年次ゼミナールⅠ													
3年次後期 (応用科目)	地域政策実習 地域司法実習 3年次ゼミナールⅡ													
4年次	4年次ゼミナールⅠ 4年次ゼミナールⅡ 卒業研究 (6単位) 又は 特定課題研究 (4単位)													
1年次後期 ～4年次 (選択科目)	経済法律コース特設講義と他コース開講科目（文化資源学・地域文化振興論・多文化共生論・経営戦略論・簿記システムⅠ・地域イノベーション論Ⅰ・現代企業論Ⅰ・地域情報論 A・統計データ分析 A・インターンシップ A）8単位													
1年次～ 4年次	適宜修得科目 20単位（特定課題研究を選択する場合は22単位）													
合 計			124											

[教養教育科目の履修]

(1) 英語, 多言語

英語は、必修になります。多言語は、各自の興味関心に応じて履修してください。

(2) ローカル科目, グローバル科目, 社会・文化, 自然・科学, 人間・生命, 学部越境型地域志向科目, キャリア形成の発展

経済法律コース担当教員の科目の履修を勧めます。

[専門教育科目の履修]

(1) 学部基本科目

1年次前期に開講される入門科目については、「経済学入門」「法学入門」を中心に履修することを勧めます。

(2) コア科目

1年次後期および2年次前期に開講されるコア科目の中から、「経済法律基礎演習Ⅰ・Ⅱ」(必修)を含む5科目(10単位)を修得する必要があります。

(3) 基礎科目

経済法律コースのカリキュラムは、公共政策系、経済政策系、雇用・生活政策系をバランス良く配置しています。科目の選択にあたっては、各自が目的意識をもって、それぞれの領域ごとに基礎から発展、応用へと系統的に学習を進めていくと、より学習効果が期待できます。基礎科目は、15科目のうちから6科目(12単位)を修得する必要があります。

(4) 発展科目

発展科目は、基礎科目で得た知識を前提により実践的な授業が展開されます。13科目のうちから6科目(12単位)を修得する必要があります。

(5) 応用科目

応用科目は、これまでの講義で得た知識を実践的に活かす課題解決型の授業が行われます。8科目のうちから2科目(4単位)を修得する必要があります。

(6) ゼミナール・卒業研究(又は特定課題研究)

3年次以降は、教員が個別に開講するゼミナールに所属し、卒業研究(又は特定課題研究)に向けた専門的な指導を受けることとなります。ゼミナール(合計8単位)は必修で、卒業研究(6単位)と特定課題研究(4単位)はどちらかを必ず修得する必要があります。

なお、卒業研究を履修するためには、基礎的な知識水準として経済学検定200点以上のスコア、あるいは法学検定試験ベーシックコースの取得が目安となります。

(7) 選択科目

選択科目は、経済法律コース特設講義及び本コースの学習内容と関連の深い他コースの授業です。学生のみなさんの関心に基づいて履修してください。

(8) 適宜修得科目

経済法律コースでは、卒業に必要な単位のうち20単位(特定課題研究を選択する場合は22単位)は適宜修得科目としています。これには本コース開講科目はもちろん、教養教育科目、本学部の他コース・他学部の開講科目を含むことができます。教養教育科目は4単位までとします。なお、別表第6教職に関する科目及び別表第7学芸員の資格を取得するための授業科目の中の必修科目(「博物館概論」、「博物館経営論」、「博物館情報・メディア論」、「博物館教育論」を除く)は、含めることができません。

社会経営課程 企業戦略コース

教育目標

本コースでは、i) 経営学・会計学の専門的・体系的知識の習得とそれらを実践的に活用する能力の養成、ii) 経営管理・経営の合理化・企業の社会的責任等に関する専門知識の習得とそれらを実践的に活用する能力の養成、iii) 企業のグローバル化が地域社会にもたらす影響等についての課題認識の習得、を通じて、地域産業の育成と発展に寄与する人材を育成します。

文字囲み部分＝コア科目、ゴチック＝必修科目

区分	年次	科目の区分及び授業科目名	所要 単位
教養 教育 科目	1～4年次	スタディスキル導入科目 4単位 英語 8単位 ローカル科目 2単位 グローバル科目 2単位 社会・文化 2単位 自然・科学 2単位 人間・生命 2単位 キャリア形成の基礎 2単位 キャリア形成の発展 2単位 学部越境型地域志向科目 2単位 多言語Ⅰ・Ⅱ 8単位 適宜修得科目 6単位（多言語を選択した場合は不要）	34
	1年次前期 (学部基本科目)	学部基本科目 8単位（歴史学入門、哲学倫理入門、言語学入門、文学入門、社会学入門、経済学入門、経営学入門、会計学入門、統計学入門、法学入門から4科目選択必修）	90
専門 教育 科目	1年次後期 (学部基本科目、 コア科目)	学部基本科目 2単位 (グローバル実践科目) (経営学コア科目) 経営戦略論 ベンチャービジネス論 (会計学コア科目) 簿記システムⅠ	
	2年次前期 (コア科目、 基礎科目)	(経営学コア科目) 経営管理論 (会計学コア科目) 財務会計Ⅰ	
		(経営学基礎科目) 企業経営史Ⅰ (会計学基礎科目) 簿記システムⅡ 原価計算 (商学基礎科目) マーケティング論Ⅰ (情報処理基礎科目) 地域データ分析Ⅰ	
		事業計画演習Ⅰ	
	2年次後期 (基礎科目)	(経営学基礎科目) 経営組織論 企業経営史Ⅱ (会計学基礎科目) 財務会計Ⅱ 管理会計 (商学基礎科目) マーケティング論Ⅱ (情報処理基礎科目) 地域データ分析Ⅱ 事業計画演習Ⅱ	
	3年次 (発展・応用科 目)	(経営学発展科目) 地域イノベーション論Ⅰ・Ⅱ 現代企業論Ⅰ・Ⅱ (会計学発展科目) 税務会計A・B 社会的企業論 グローバル経営論Ⅰ・Ⅱ	
		(応用科目) インターンシップA・B スタディツアー ビジネス戦略実習Ⅰ・Ⅱ 3年次ゼミナールⅠ 3年次ゼミナールⅡ	
	4年次 (応用科目)	プロジェクトマネジメント実習Ⅰ・Ⅱ 4年次ゼミナールⅠ 4年次ゼミナールⅡ 卒業研究(6単位)又は 特定課題研究(4単位)	
	1年次後期 ～4年次 (選択科目)	1年次：マイクロ経済学Ⅰ マクロ経済学Ⅰ 社会学 2年次：国際経済学 商法 民法 英語コミュニケーションB 企業戦略コース特設講義A 企業戦略コース特設講義B 3年次：地域文化振興論 企業戦略コース特設講義C 企業戦略コース特設講義D	
	1年次～ 4年次	適宜修得科目 20単位 (特定課題研究を選択する場合は22単位)	
合計			124

[教養教育科目の履修]

(1) 英語, 多言語

英語は、必修になります。多言語は、各自の興味関心に応じて履修してください。

(2) ローカル科目, グローバル科目, 社会・文化, 自然・科学, 人間・生命, 学部越境型地域志向科目, キャリア形成の発展

企業戦略コース担当教員の科目の履修を勧めます。

[専門教育科目の履修]

(1) 学部基本科目

1年次前期に開講される入門科目については、「経営学入門」、「会計学入門」、「統計学入門」に加えて、「経済学入門」や「法学入門」、「社会学入門」の履修を勧めます。

(2) コア科目

1年次後期及び2年次前期に開講されるコア科目の中から、3科目6単位以上を修得する必要があります。コア科目は、2年次後期以降に開講される科目の基礎となり、企業経営の基本となる考え方が提供される科目であるため、企業戦略コースに所属を希望する学生は、経営学分野、会計学分野で開講されるすべての科目の履修を強く推奨します。「経営戦略論」、「経営管理論」、「簿記システムⅠ」、「財務会計Ⅰ」では専門学習をとおして、経営学、会計学の基礎を理解します。「ベンチャービジネス論」では、地域の起業家等をゲストスピーカーに迎えて授業を展開することによって、受講学生にロール・モデルを提示しながら、起業家精神の醸成を図るとともに、地域で起業することの社会的意義と可能性について考える機会を提供します。

(3) 基礎科目

「事業計画演習Ⅰ」及び「事業計画演習Ⅱ」は、コア科目や経営学基礎科目・会計学基礎科目の学びを応用し、実践的に活用するための演習科目です。授業の展開にあたっては実務家と連携しながら、反転型の授業形式や課題解決型授業等を積極的に取り入れ、事業を興すために必要な実践的な知識の修得を行う必修科目です。基本科目については、「事業計画演習Ⅰ」、「事業計画演習Ⅱ」を含む、10科目20単位以上を修得する必要があります。開講されるすべての科目の履修を強く推奨します。

(4) 発展科目

発展科目については、4科目8単位以上の修得が必要です。開講されるすべての科目について、学生のみなさんの積極的な履修を強く推奨します。

(5) 応用科目

「ビジネス戦略実習Ⅰ」及び「ビジネス戦略実習Ⅱ」は、コア科目、基礎科目、発展科目で学んだ専門知識や「事業計画演習Ⅰ・Ⅱ」で修得した実践的知識を活用し、地域企業との連携のもとに、課題解決型学習（商品開発企画、販売企画の考案等）をとおして課題発見力・課題解決力・企画提案力・コミュニケーション力等を高める必修科目です。また、こうした応用、実践を通して専門知識の定着を図ります。応用科目については、「ビジネス戦略実習Ⅰ」、「ビジネス戦略実習Ⅱ」を含む、3科目6単位以上を修得する必要があります。

(6) ゼミナール・卒業研究（又は特定課題研究）

3年次以降は、教員が個別に開講するゼミナール（必修科目）に所属し、卒業研究（又は特定課題研究）に向けての専門的な指導を受けることになります。

(7) 選択科目

選択科目は「企業戦略コース特設講義」及び本コースの学習内容と関連の深い他コース担当の教員により開講される授業です。ここで、「企業戦略コース特設講義」とは、企業からの寄附講義など必ずしも定期的に開催されとは限らない科目の総称です。掲示やシラバスを参考にして、学生のみなさんの関心に基づいて履修してください。なお、英語コミュニケーションBを履修した場合は、続けて英語コミュニケーションDを履修することを推奨します。

(8) 適宜修得科目

企業戦略コースでは、卒業に必要な単位のうち20単位（特定課題研究を選択する場合は22単位）は適宜修得科目としています。これには本コース開講科目はもちろん、本学部の他コース・他学部の開講科目を含むことができます。教養教育科目は4単位までとします。なお、別表第6教職に関する科目及び別表第7学芸員の資格を取得するための授業科目の中の必修科目（「博物館概論」、「博物館経営論」、「博物館情報・メディア論」、「博物館教育論」を除く）は、含めることはできません。

社会経営課程 地域行動コース

教育目標

本コースでは、一つの柱として、社会学、社会心理学、社会言語学、人類学などで培われた地域社会に関する理論を学び、他方の柱として、地域を把握する統計的データ分析手法、社会調査技術、地理情報処理などのスキルを修得する。現在、我が国全体でも、地域スケールにおいても、少子高齢化、人口減少などの課題が山積しているが、これら問題の現状を正確に捉え、将来を予測し、課題解決策を施策・事業として提案できる人材を輩出することを目指す。

文字囲み部分＝コア科目，ゴチック＝必修科目

区分	年次	科目の区分及び授業科目名	単位
教養教育科目	1年次 ～ 4年次	スタディスキル導入科目 4単位 英語 8単位 ローカル科目 2単位 グローバル科目 2単位 社会・文化 2単位 自然・科学 2単位 人間・生命 2単位 キャリア形成の基礎 2単位 キャリア形成の発展 2単位 学部越境型地域志向科目 2単位 多言語Ⅰ・Ⅱ 8単位 適宜修得科目 6単位（多言語を選択した場合は不要）	34
	1年次前期	学部基本科目 8単位 (歴史学入門 哲学倫理入門 言語学入門 文学入門 社会学入門 経済学入門 経営学入門 会計学入門 統計学入門 法学入門 から4科目必修選択)	90
1年次後期 ・コア科目6単位	学部基本科目のうちのグローバル実践科目 2単位 社会調査論 2単位 社会学 人類学 社会心理学 社会言語学 から4単位		
2年次前期 ・基礎科目12単位	住民生活論A 住民ネットワーク論A 住民参画論A 地域情報論A 基礎地理学A 統計データ分析A 社会調査設計演習 地域行動論演習A 社会調査実習Ⅰ 地域アクションリサーチ実習A		
2年次後期 ・発展科目12単位	住民生活論B 住民ネットワーク論B 住民参画論B 地域情報論B 基礎地理学B 統計データ分析B 量的社会調査演習 地域行動論演習B 社会調査実習Ⅱ 地域アクションリサーチ実習B		
3年次前期 ・応用科目3年次	環境地理学A 地域地理学A 住民ファシリテーション演習A 地域行動論演習C 地域協働実習A 地域フィールドワーク実習Ⅰ* 3年次ゼミナールⅠ		
3年次後期 ・応用科目3年次 計8単位	環境地理学B 地域地理学B 住民ファシリテーション演習B 地域行動論演習D 地域協働実習B 地域フィールドワーク実習Ⅱ* 3年次ゼミナールⅡ		
4年次	4年次ゼミナールⅠ 4年次ゼミナールⅡ 卒業研究(6単位)又は 特定課題研究(4単位)		
1年次後期 ～4年次 (選択科目)	1年次：地域基礎論A 多文化共生論 ミクロ経済学Ⅰ マクロ経済学Ⅰ 公法学 経営戦略論 2年次：労働法 英語コミュニケーションA 英語コミュニケーションB 民俗学 思想と文化 地域行動コース特設講義A 地域行動コース特設講義B 3年次：地域文化振興論 地域イノベーション論Ⅰ インターンシップA 地域行動コース特設講義C 地域イノベーション論Ⅱ 地域行動コース特設講義D		
1年次～ 4年次	適宜修得科目20単位 (特定課題研究を選択する場合は22単位)		
		計	124

[教養教育科目の履修]

(1) 英語, 多言語

英語は、必修になります。多言語は、各自の興味関心に応じて履修してください。

(2) ローカル科目, グローバル科目, 社会・文化, 自然・科学, 人間・生命, 学部越境型地域志向科目, キャリア形成の発展

地域行動コース担当教員の科目の履修を勧めます。

[専門教育科目の履修]

(1) 学部基本科目

1年次前期に開講される入門科目については、「社会学入門」、「統計学入門」、「言語学入門」を中心に履修することを勧めます。

(2) コア科目

地域行動コースに所属を希望する学生は、1年次後期に開講される「コア科目」から、「社会調査論(必修)」のほかに2科目(4単位)を選択して修得する必要があります。

(3) 地域フィールドワーク実習Ⅰ・Ⅱ

地域フィールドワーク実習Ⅰ・Ⅱ(左ページのアスタリスク*付き)は、卒業研究をおこなう力を培うために、とても重要です。履修することを推奨します。フィールドワークへの理解を深めたい場合は、2年次に社会調査実習Ⅰ・Ⅱを履修しておくことでさらに理解が深まります。

(4) 2年次以降の講義・演習とゼミナール・卒業研究(又は特定課題研究)

地域行動コースで開講される授業科目は、講義、演習と実習、ゼミナール・卒業研究と相互に密接した関係をもっています。4年次での卒業研究(又は特定課題研究)を念頭において、2年次以降に開講される授業の履修計画を立ててください。基礎から応用へと科目内容は高度化しますので、系統的な履修が求められます。

3年次以降は、教員が個別に開講するゼミナールに所属し、卒業研究(又は特定課題研究)に向けての専門的な指導を受けることになります。

(5) 選択科目

選択科目は地域行動コース特設講義及び本コースの学習内容と関連の深い他コースの授業です。学生のみなさんの関心に基づいて履修してください。

(6) 適宜修得科目

地域行動コースでは、卒業に必要な単位のうち20単位(特定課題研究を選択する場合は22単位)は適宜修得科目としています。これには本コース開講科目はもちろん、本学部の他コース・他学部の開講科目を含むことができます。教養教育科目は4単位までとします。なお、別表第6教職に関する科目及び別表第7学芸員の資格を取得するための授業科目の中の必修科目(「博物館概論」、「博物館経営論」、「博物館情報・メディア論」、「博物館教育論」を除く)は、含めることはできません。

4) 英語コミュニケーション・多言語コミュニケーション

【履修の仕方】

1) 多文化共生コースに所属する学生：

【基礎科目】

- ・英語コミュニケーション A, 英語コミュニケーション B のうち 1 科目 2 単位, 多言語コミュニケーション A, 多言語コミュニケーション B のうち 1 科目 2 単位を含む, 3 科目 6 単位を修得してください。

【応用科目】

- ・英語コミュニケーション C, 英語コミュニケーション D, スタディアブロード B のうち 1 科目 2 単位, 多言語コミュニケーション C, 多言語コミュニケーション D, スタディアブロード B のうち 1 科目 2 単位を含む, 4 科目 8 単位を修得してください。

2) 多文化共生コース以外のコースに所属する学生：

英語コミュニケーション・多言語コミュニケーションは、すべて選択科目です。外国語の運用能力を高めるために、履修してください。

【科目の目標】

- ・英語コミュニケーション

高度な英語の運用能力を総合的に養い、卒業後の進路に英語力を生かせる人材になることを目標とします。

- ・多言語コミュニケーション（ドイツ語・フランス語・中国語）

ドイツ語、フランス語、中国語について応用的な学習を行い、ある程度の実用レベルに到達することを目標とします。

【授業の種類】

- ・英語コミュニケーション

- 英語コミュニケーション A・C・E：

英語による高度なコミュニケーション能力（Listening；Speaking）を養成します。

- 英語コミュニケーション B・D・F：

英語による高度なコミュニケーション能力（Reading；Writing）を養成します。

- ・多言語コミュニケーション（ドイツ語・フランス語・中国語）

- 多言語コミュニケーション A・C・E：

当該言語による応用的なコミュニケーション能力（Listening；Speaking）を養成します。

- 多言語コミュニケーション B・D・F：

当該言語による応用的なコミュニケーション能力（Reading；Writing）を養成します。

【履修登録の方法】

1 年次後期及び 2 年次前期/後期に「履修希望調査」を行ないます。多文化共生コース所属の学生は 2 年次前期の A もしくは B, 2 年次後期の C もしくは D は選択必修科目です。継続的で効果的な学習のため、3 年次も引き続き履修することを強く勧めます。

【履修の準備：多言語コミュニケーション】

多言語コミュニケーションは 1 年間、その言語を学習していることを前提とした授業内容です。履修を希望する学生は、1 年次後期の教養教育「多言語Ⅱ（A・B）」を受講してください。

6. 所属の変更

所属の変更には、転学部、転コース、転ゼミナールがあります。これらは、一定の範囲と条件で可能ですが、受入人数の制限、取得単位等の要件、また選考などの条件があります。変更が認められても、場合によっては、卒業に4年を超えることもあるので、慎重に考えてください。

①転学部

人文社会科学部から他学部への変更については、当該学部の教務担当に尋ねてください。

②転課程

課程の変更は、2年進級時以降各学期開始時に認められることがあります。

転課程はコース変更を伴います。その受入人数は、希望する課程・コースの定員に空きがあるかどうかによりますが、選考があります。選考については、入試の成績と入学後の成績等も参考にします。3年進級時以降の転課程は、ゼミナール変更も伴いますので、ゼミナール所属要件を満たし、かつ志望ゼミナールの受入人数に空きがある場合となり、担当教員の選考を受けることとなります。

③転コース（所属している課程の中での転コース）

コースの変更は、2年進級時以降各学期開始時に認められることがあります。

その受入人数は、希望するコースの収容人数に空きがあるかどうかによります。また、ゼミナール所属後のコース変更は、ゼミナール変更も伴いますので、ゼミナール所属要件を満たし、かつ志望ゼミナールの受入人数に空きがある場合となり、担当教員の選考を受けることとなります。

なお、自分の所属課程以外他課程のコースへの変更は、結局転課程になりますから、上の②になります。

④転ゼミナール（所属しているコースの中での転ゼミナール）

ゼミナールは、原則は3年次と4年次に同じゼミナールに所属しますが、例外的に3年後期開始時、4年進級時に変更が認められることがあります。

なお、自分の所属している課程であっても、他のコースのゼミナールへの変更を希望する場合は、転コースとなりますから、上の③になります。

また、他の課程の他コースのゼミナールへの変更を希望する場合は、転課程となりますから、上の②になります。

※上の②③④のいずれの場合も、人文学社会科学部教務担当へ尋ねてください。

※なお、ハラスメントによる所属の変更希望は、緊急性が高いので、随時対応します。5頁の「異議・苦情申し立て」を参照してください。

7. 進路

1) 就職について

(1) 人生の重大な選択としての就職

就職は、人生の重大な選択です。自分にとって最も良い就職先とはどこなのか、自分自身にわかりません。**自己分析**（自分はどのような性格で、何が向くのか）、**職業観**（どのような仕事をしたいのか）などについては、日頃からよく考えておく必要があります。

(2) 就職活動は入念な準備が必要

就職活動は、様々な準備から実際の活動まで、全て自分自身で行わなくてはなりません。知らなかったために時期を逃してしまった場合、やり直したり、追いついて取り戻したりすることができません。むやみに焦る必要はありませんが、適切な時期に必要な準備を行い、自分自身の納得できる就職ができるようにしましょう。

1・2年生の間は、勉強や部活・サークル、課外活動、社会活動、留学など、色々なことに挑戦し、自分自身を向上させましょう。

3年生になったら、就職活動の準備を始めましょう。自分の適性や就きたい職業について具体的に考えてください。**自己分析**、**筆記試験**の準備、**インターンシップ**、**エントリーシート**の準備など、いわゆる解禁日前に、やるべきことはたくさんあります。就職活動は、解禁日に開始するのではなく、解禁日に開始できるように準備をしておくことが重要です。

公務員や教員を志望している人は、試験科目や試験内容等について早めに情報を集め、1・2年生時から試験関連科目を計画的に履修してください。

2) 就職支援体制

就職を支援する体制として、弘前大学には**キャリアセンター**が、人文社会科学部には**就職対策専門委員会**があります。

(1) キャリアセンター

合同企業説明会や**就職ガイダンス**を行って、就職に関する様々な情報を提供します。弘前大学学生を対象とした企業からの求人票が届くのもキャリアセンターになります。

常駐する専門のスタッフが個別の相談に対応します。弘前大学のホームページから、キャリアセンターに入ると、Web上で詳しい情報を見ることができます。1・2年生のうちから、積極的に利用してください。

(2) 就職対策委員会

人文社会科学部の学生を対象としたガイダンスを開催します。

就職活動は、正確な情報を入手することが重要です。学部でのガイダンスでは、年々変わる就職活動のスケジュールや方法、人文社会科学部学生に必要な情報や準備方法などを、具体的に伝えます。

ガイダンスの日程や内容は、掲示や配付物で知らせます。掲示には常に注意し、必ず出席するようにしてください。

3) 就職関係の情報について

社会の変動とともに、就職情報は刻々と変わります。一年上の先輩からの情報は、参考にはなりますが、同じように行ってOKという訳ではありません。全学主催・学部主催の就職ガイダンスには必ず出席して、最新の情報を得ましょう。

就職関係の情報は、担任教員や指導教員から提供されることもあります。基本的には自分自身で「取りに行く」ことが重要です。**キャリアセンター**や、人文社会科学部の就職関連の掲示や告知する配付物には注意し、各種ガイダンスには必ず出席するようにして下さい。

ガイダンスでは、最新の就職関連情報や、就活のスケジュール、インターンシップ情報、自己分析や企業研究の方法など、重要で具体的な情報が与えられます。

4) 進学について

卒業後の進路としては、就職のほか、**大学院への進学**があります。大学院では、学部での研究をさらに深めていきます。弘前大学には、**大学院人文社会科学部研究科(修士課程)**及び**大学院地域共創科学研究科(修士課程)**が設置されており、さらに研究を深めたい人には、**弘前大学大学院地域社会研究科(博士課程)**があります。進学については指導教員に相談してください。

人文社会科学分野の場合、民間企業等への就職のためのキャリアアップとしての大学院進学はあまり一般的ではありませんが、以前のように大学院へ進学することによって就職先が制限される

ことは少なくなっています。教員や公務員の場合は、専門性の高い学習をしている学生が望まれることもあります。大学院へ進学する際には、大学院修了後に志望する職業など、将来のことをしっかり考えておくことも重要です。

8. 資格取得

近年、資格取得を考える学生が増えています。学部の授業科目が資格取得に役立つものがありますが、それについては自分で情報を集めてください。またその一部についてはコースのガイダンスで紹介されることもあります。

ここでは資格取得が、人文社会科学部のカリキュラム上、認定または設定されているものを紹介し、要点を説明します。

当該資格取得が、現在、カリキュラム上認定または設定されているものとしては、（１）教育職員、（２）博物館学芸員、（３）社会調査士の３種があります。

詳しくはそれぞれのガイダンスで情報を得てください。

1) 教育職員免許状

人文社会科学部で取得できる教育職員免許状は、中学校教員の普通免許状と、高等学校教員の普通免許状です。教科は、「国語」「社会」「地理歴史」「公民」「商業」「英語」です。これらの免許状を取得するには、規則によって定められた一定の履修方法が必要ですから、それに沿った履修計画を立てなければなりません。

そのための第一歩が「教職ガイダンス」への出席です。ガイダンスでは、免許状を取得するための手順、履修すべき授業科目と単位数、教育実習の手続きなどの説明があります。入学直後にガイダンスがありますので、掲示に注意し、必ず出席してください。

2) 博物館学芸員の資格

学芸員資格を取得するにはいくつかの方法がありますが、大学の学部在学中に所定の単位を修得するのが一般的です。

しかし、学芸員資格そのものは教員免許とはかなり性格が異なります。実際の採用にあたっては、単に資格を持っているだけでは困難であり、また専門的知識や経験の有無がかなり左右します。採用の時期も不定期です。

履修すべき科目等、また職業としての学芸員のあり方やその採用状況などについては、「学芸員課程ガイダンス」で説明されます。

3) 社会調査士の資格

社会調査士の資格を取得するためには、社会調査士資格認定機構が認定した機関(大学等)で標準カリキュラムに対応した科目を履修し、単位認定を受けなければなりません。

人文社会科学部はこの認定を受け、必要な科目が設置されました。これらの科目やその履修の仕方など、また資格取得までの具体的手順についても、「社会調査士資格取得ガイダンス」で説明されます。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 弘前大学人文社会科学部（以下「学部」という。）に関する事項は、弘前大学学則（平成16年規則第2号。以下「学則」という。）、弘前大学各学部共通規程（以下「共通規程」という。）、弘前大学教養教育履修規程（平成27年規程第283号。以下「教養教育履修規程」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2章 課程，教育課程及び授業

(課程及び講座)

第2条 学部に次の課程を置く。

文化創生課程

社会経営課程

2 学部に次の講座を置く。

文化財論 思想文芸 コミュニケーション 国際社会 情報行動 ビジネスマネジメント経済システム 公共政策

(教育研究上の目的)

第2条の2 学部は、多元的な文化理解と多様性認識，地域文化を含む自国の文化の創造力と発信力の養成に力を入れつつ，地域課題を含む現実の課題の解決に重点をおいた実践型教育を提供することで，地域社会の活性化に寄与する人材を育成することを目的とする。

2 各課程の教育研究上の目的は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 文化創生課程

人文科学分野の専門的知識・技能を学びつつ，国内外の歴史・文化を理解する力，地域の伝統文化を含む自国の文化を創造し発信する力を身につけ，地域の文化振興や地域社会のグローバル化の推進等に寄与する人材を育成する。

(2) 社会経営課程

社会科学分野の専門的知識・技能を学びつつ，自治体等の政策立案，民間企業の経営戦略，地域住民との協働などの場で課題発見や課題解決のための力を主体的に発揮し，社会に寄与する人材を育成する。

(教育課程及び履修コース)

第3条 学部の教育課程は，教養教育科目及び専門教育科目をもって編成する。

1 各課程に履修上の区分として，次の履修コースを置く。

課 程	履 修 コ ー ス
文化創生課程	文化資源学コース，多文化共生コース
社会経営課程	経済法律コース，企業戦略コース，地域行動コース

(教養教育科目及び国際交流科目の履修等)

第4条 教養教育科目の履修等については、教養教育履修規程の定めるところによる。

(専門教育科目の授業科目等)

第5条 専門教育科目は、学部基本科目及び学部専門科目（コア科目、基礎科目、発展科目、応用科目、選択科目、ゼミナール及び卒業研究）に区分する。

2 授業科目は、講義、ゼミナール、演習及び実習に区分する。

3 授業科目、単位数、配当学期及び選択・必修の別は、別表第1から別表第5までに定めるとおりとする。

(授業の公示)

第6条 各学期に開設する授業科目、時間数、担当教員名等は、学年又は学期の初めに公示する。

(履修科目の届出)

第7条 学生は、履修しようとする授業科目について、学年又は学期の初めの指定の期日までに所定の履修登録手続きをしなければならない。

2 前項の手続の後、授業科目を変えることはできない。

第3章 単位の修得

(単位の計算方法)

第8条 授業科目の単位数は、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(修得すべき単位数)

第9条 修得すべき専門教育科目の単位数は、別表第1から別表第5に定めるとおりとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第10条 学則第17条の規定により、他の大学又は短期大学における授業科目を履修しようとする者は、履修願その他必要書類を学部長に提出しなければならない。

2 前項の規定による願い出があった場合は、教授会の議を経て、学長が許可することがある。

3 前項の規定により許可された者の修得した単位は、教授会の議を経て、学部長が、60単位を超えない範囲で学部で修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第11条 学則第18条の規定により、大学以外の教育施設等における学修を履修しようとする者は、履修願その他必要書類を学部長に提出しなければならない。

2 前項の規定による願い出があった場合は、教授会の議を経て、学部長が許可することがある。

3 前項の規定により許可された者の修得した単位は、教授会の議を経て、学部長が、学部で修得したものとみなし、その単位数は前条第3項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第12条 学則第19条の規定により、学部に入学期の既修得単位等の認定を願い出ようとする者は、

認定願その他必要書類を学部長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による願い出があった場合は、教授会の議を経て、学部長が許可することがある。
- 3 前項の規定により認定された単位は、教授会の議を経て、学部長が、学部で修得したものとみなし、その単位数は、転学、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第10条第3項及び前条第3項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(留学)

第13条 学則第40条の規定により、外国の大学に留学しようとする者は、留学願その他必要書類を学部長を経て学長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による願い出があった場合は、教授会の議を経て、学長が許可することがある。
- 3 前項の規定により留学した場合は、第10条第3項の規定を準用する。

第4章 試験、卒業、教育職員免許状及び学芸員の資格

(単位の認定及び授与)

第14条 単位修得の認定は、試験によるものとする。ただし、授業科目によっては、平常の成績又は報告書等の結果により認定することができる。これらに合格した学生に対しては、その授業科目所定の単位を与える。

(試験)

第15条 試験は、授業科目試験及び卒業研究試験とする。

- 2 授業科目試験は、授業の終了する学期又は学年末に行う。ただし、授業科目によってはその他適当な時期に行うことがある。
- 3 学生は、第7条の手続を経て履修した科目についてのみ受験することができる。ただし、授業出席時間数が、その科目の授業総時間数の3分の2に達しない者には、原則として受験資格を与えない。
- 4 卒業研究試験を受けようとする者は、所定の期日までに研究成果を提出しなければならない。
- 5 卒業研究試験は、提出された研究成果の審査とその研究成果に関する口頭試問による。

(追試験)

第16条 やむを得ない事情により試験に欠席した者に対しては、別に定めるところにより、追試験を行うことがある。

(卒業の認定)

第17条 学部に所定の期間在学し、所定の単位を修得した者に卒業を認定する。

- 2 卒業の認定は、教授会の議を経て、学部長の申出により学長が行う。

(教育職員免許状及び教職科目)

第18条 学部において、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に規定する所定の単位を修得したときに取得できる教育職員免許状の種類、教科は、次のとおりとする。

課 程	取 得 で き る 免 許 状	
	種 類	教 科
文化創生課程	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	国語, 英語, 社会 国語, 英語, 地理歴史
社会経営課程	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 公民, 商業

2 前項の教育職員免許状を取得するための教職に関する科目, その単位数及び配当学期は, 別表第6のとおりとする。

(学芸員の資格)

第19条 学部において, 学芸員の資格を取得しようとする者は, 博物館法(昭和26年法律第285号)及び同法施行規則(昭和30年文部省令第24号)に規定する所定の単位を修得しなければならない。

2 前項の学芸員の資格を取得するための授業科目, その単位数及び配当学期は, 別表第7のとおりとする。

第5章 編入学, 転学, 転学部及び所属課程の変更

(編入学, 転学及び転学部)

第20条 学則第26条及び第27条の規定により, 学部に編入学若しくは転学を志望する者又は学則第33条の規定により, 他学部に転学部を希望する者は, 所定の願書その他必要書類を所定の期日までに学部長に提出しなければならない。

(所属課程の変更)

第21条 学則第34条の規定により, 所属課程の変更を希望する者は, 所定の願書その他必要書類を所定の期日までに学部長に提出しなければならない。

2 前項の規定による願い出があった場合は, 教授会の議を経て許可することがある。

第6章 科目等履修生, 研究生, 聴講生及び特別聴講学生

(科目等履修生)

第22条 科目等履修生として学部で開設する授業科目を履修しようとする者があるときは, 当該授業科目の授業に支障がない場合に限り, 学則第46条の規定により, 教授会の議を経て, 学長が入学を許可することがある。

2 科目等履修生として入学しようとする者は, 所定の期日までに, 科目等履修生入学願書に履歴書, 検定料及び別に指定する書類を添えて学部長を経て学長に提出しなければならない。

3 科目等履修生の在学期間は, 1年以内とする。ただし, 願い出により教授会の議を経て, 学長は, その期間の延長を許可することがある。

4 履修した授業科目について, 試験を受け合格した者には, 所定の単位修得証明書を交付する。

5 科目等履修生として学修に適しない場合は教授会の議を経て, 学長が履修の許可を取り消すことがある。

(研究生)

第23条 学部の専任担当教員の指導を受けて特定の専門分野の研究をしようとする者があるときは、学則第47条の規定により、教授会の議を経て、学長は、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生の在学期間は、1年とする。ただし、願い出により教授会の議を経て、学長はその期間の延長を許可することができる。
- 3 研究生は、指導教員及び授業科目担当教員の承認を経て、学部の授業に出席することができる。
- 4 研究生が研究を修了した場合は、その成果を指導教員に提出しなければならない。
- 5 研究生が退学するときは、所定の退学願を指導教員を経て学部長に提出しなければならない。
- 6 研究生にしてその本分に反し、研究に適しないと教授会で認めた者は、退学させることがある。
- 7 研究生については、この規程に定めるもののほか、学部学生に準じて取り扱う。

(聴講生)

第24条 学部の授業を聴講しようとする者があるときは、学則第48条の規定により、教授会の議を経て、学長は、聴講生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生の出願期日は、学期初め2週間以内とする。
- 3 聴講生の聴講期間は、1年以内とする。ただし、願い出により教授会の議を経て、学長は、その期間の延長を許可することができる。
- 4 前条第5項から第7項までの規定は、聴講生に準用する。

(特別聴講学生)

第25条 他の大学又は外国の大学の学生で、学部の授業科目を履修しようとする者があるときは、学則第49条の規定により、教授会の議を経て、学長は、特別聴講学生として入学を許可することができる。

- 2 特別聴講学生を志願しようとする者は、当該大学の学長を経て、特別聴講学生入学願書その他必要書類を指定の期日までに学部長を経て学長に提出しなければならない。
- 3 第23条第5項から第7項までの規定は、特別聴講学生に準用する。

(その他)

第26条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 廃止前の弘前大学人文学部規則（昭和40年規則第9号）は、この規程の施行にかかわらず、平成16年3月31日に本学部 に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成16年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転学又は再入学する者が本学部 に在学しなくなる日までの間、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前の入学者及び平成16年度入学者の属する年次に編入学、転学又は再入学するものについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前の入学者及び平成17年度以前の入学者の属する年次に編入学、転学又は再入学するものについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前の入学者及び平成18年度以前の入学者の属する年次に編入学、転学又は再入学するものについては、改正後の別表第3及び別表第5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学者及び平成20年度以前の入学者の属する年次に編入学、転学又は再入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（平成22年3月17日規程第5号）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学者及び平成21年度以前の入学者の属する年次に編入学、転学又は再入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（平成23年3月14日規程第7号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月24日規程第40号）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学者及び平成23年度以前の入学者の属する年次に編入学、転学又は再入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（平成25年2月6日規程第4号）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学者及び平成24年度以前の入学者の属する年次に編入学、転学又は再入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（平成25年2月20日規程第5号）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学者及び平成24年度以前の入学者の属する年次に転入学、転学又は再入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（平成27年2月18日規程第4号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日規程第10号）
この規程は、平成27年3月20日から施行する。

附 則（平成27年9月14日規程第177号）
この規程は、平成27年10月1日から施行する。

- 附 則（平成28年2月15日規程第30号）
- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
 - 2 平成27年度以前の入学者及び平成27年度以前の入学者の属する年次に編入学、転学又は再入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

- 附 則（平成28年3月18日規程第93号）
- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
 - 2 平成27年度以前の入学者及び平成27年度以前の入学者の属する年次に編入学、転学又は再入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

- 附 則（平成29年2月22日規程第8号）
- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
 - 2 平成28年度以前の入学者及び平成28年度以前の入学者の属する年次に編入学、転学又は再入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

- 附 則（平成29年2月22日規程第16号）
- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
 - 2 平成27年度以前の入学者及び平成27年度以前の入学者の属する年次に編入学、転学又は再入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

- 附 則（平成31年2月15日規程第8号）
- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
 - 2 平成30年度以前の入学者及び平成30年度以前の入学者の属する年次に編入学、転学又は再入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（令和元年11月28日規程第146号）
この規程は、令和元年11月28日から施行する。

- 附 則（令和2年2月21日規程第13号）
- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
 - 2 令和元年度以前の入学者及び令和元年度以前の入学者の属する年次に編入学、転学又は再入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

別表第1

文化創生課程（文化資源学コース）

[別紙参照]

別表第2

文化創生課程（多文化共生コース）

[別紙参照]

別表第3

社会経営課程（経済法律コース）

[別紙参照]

別表第4

社会経営課程（企業戦略コース）

[別紙参照]

別表第5

社会経営課程（地域行動コース）

[別紙参照]

別表第6（第18条関係）

[別紙参照]

別表第7（第19条関係）

[別紙参照]

別表第1 文化創生課程（文化資源学コース）

授業科目	単位	年次別単位数								備考	
		1		2		3		4			
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
学部基本科目	歴史学入門	2	2								グローバル実践科目を含む、5科目10単位を修得すること。
	哲学倫理入門	2	2								
	言語学入門	2	2								
	文学入門	2	2								
	社会学入門	2	2								
	経済学入門	2	2								
	経営学入門	2	2								
	会計学入門	2	2								
	統計学入門	2	2								
	法学入門	2	2								
	グローバル実践科目	2	2								
	計	22	20	2							
	コア科目	文化資源学	2	2							
形態文化論		2	2								
形態文化史		2	2								
博物館概論		2	2								
計	8	8									
基礎科目	民俗と文化	2		2							3科目6単位を修得すること。
	言語と文化	2		2							
	文学と文化	2		2							
	思想と文化	2		2							
計	8		8								
発展科目	文化財科学	2			2						10科目20単位を修得すること。
	日本考古学	2			2						
	西洋考古学	2			2						
	芸術史	2			2						
	文化財論	2			2						
	民俗学	2			2						
	日本語学	2			2						
	言語学	2			2						
	日本古典文学	2			2						
	日本近現代文学	2			2						
	日本倫理思想	2			2						
	西洋倫理思想	2			2						
	東アジア思想	2			2						
	中国文学A	2			2						
	中国文学B	2			2						
	漢文学A	2			2						
	漢文学B	2			2	2					
	書道 I	2			2						
	博物館教育論	2			2						
	博物館経営論	2			2						
	考古学実習 I	2			2						
	考古学実習 II	2			2	2					
	美術史実習 I	2			2						
	美術史実習 II	2			2	2					
	文化財論実習 I	2			2						
	文化財論実習 II	2			2	2					
	民俗学実習 I	2			2						
	民俗学実習 II	2			2	2					
	日本語学演習 I	2			2						
	日本語学演習 II	2			2	2					
	日本古典文学演習 I	2			2						
	日本古典文学演習 II	2			2	2					
日本近現代文学演習 I	2			2							
日本近現代文学演習 II	2			2	2						
日本倫理思想演習 I	2			2							
日本倫理思想演習 II	2			2	2						
西洋倫理思想演習 I	2			2							
西洋倫理思想演習 II	2			2	2						
言語学演習 I	2			2							
言語学演習 II	2			2	2						

専門教育科目

学部専門科目

別表第2 文化創生課程（多文化共生コース）

授業科目	単位	年次別単位数								備考	
		1		2		3		4			
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
学部基本科目	歴史学入門	2	2								グローバル実践科目を含む、5科目10単位を修得すること。
	哲学倫理入門	2	2								
	言語学入門	2	2								
	文学入門	2	2								
	社会学入門	2	2								
	経済学入門	2	2								
	経営学入門	2	2								
	会計学入門	2	2								
	統計学入門	2	2								
	法学入門	2	2								
	グローバル実践科目	2		2							
	計	22	20	2							
コア科目	多文化共生論	2		2							多文化共生論を含む、6科目12単位を修得すること。
	グローバルコミュニケーション論A	2		2							
	文学基礎論A	2		2							
	歴史基礎論A	2		2							
	地域基礎論A	2		2							
	国際共生論A	2		2							
	グローバルコミュニケーション論B	2			2						
	文学基礎論B	2			2						
	歴史基礎論B	2			2						
	多文化基礎論	2			2						
	地域基礎論B	2			2						
	国際共生論B	2			2						
計	24		12	12							
基礎科目	英語コミュニケーションA	2			2						英語コミュニケーションA、英語コミュニケーションBのうち1科目2単位、多言語コミュニケーションA、多言語コミュニケーションBのうち1科目2単位を含む、3科目6単位を修得すること。
	英語コミュニケーションB	2			2						
	多言語コミュニケーションA	2			2						
	多言語コミュニケーションB	2			2						
	歴史文化演習A	2			2						
	計	10			10						
発展科目	言語文化論	2			2						6科目12単位を修得すること。
	英語学A	2			2						
	英語学B	2				2					
	英米文学A	2			2						
	英米文学B	2				2					
	日本史	2				2					
	中国史	2				2					
	西洋史	2				2					
	ユーラシア史	2				2					
	沿岸アジア史	2				2					
	西洋古典文化論	2				2					
	人文地理A	2			2						
	人文地理B	2				2					
	欧米文化論A	2			2						
	欧米文化論B	2				2					
	アジア地域学A	2			2						
	アジア地域学B	2				2					
	ヨーロッパ地域学	2				2					
	アメリカ・オセアニア地域学A	2			2						
	アメリカ・オセアニア地域学B	2				2					
トラベルスタディーズ	2			2							
計	42			14	28						
学部専門科目	英語コミュニケーションC	2				2					英語コミュニケーションC、英語コミュニケーションD、スタディアブロードBのうち1科目2単位、多言語コミュニケーションC、多言語コミュニケーションD、スタディアブロードBのうち1科目2単位を含む、4科目8単位を修得すること。
	英語コミュニケーションD	2				2					
	英語コミュニケーションE	2					2				
	英語コミュニケーションF	2					2				
	多言語コミュニケーションC	2			2						
	多言語コミュニケーションD	2				2					
	多言語コミュニケーションE	2					2				
	多言語コミュニケーションF	2					2				
	歴史文化演習B	2				2					
	歴史文化演習C	2					2				

別表第3 社会経営課程（経済法律コース）

授 業 科 目	単 位	年 次 別 単 位 数								備 考
		1		2		3		4		
		前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	
学部基本科目	歴史学入門	2	2							グローバル実践科目を含む、5科目10単位を修得すること。
	哲学倫理入門	2	2							
	言語学入門	2	2							
	文学入門	2	2							
	社会学入門	2	2							
	経済学入門	2	2							
	経営学入門	2	2							
	会計学入門	2	2							
	統計学入門	2	2							
	法学入門	2	2							
	グローバル実践科目	2		2						
	計	22	20	2						
コア科目	ミクロ経済学Ⅰ	2	2							経済法律基礎演習Ⅰ・Ⅱを含む、5科目10単位を修得すること。
	マクロ経済学Ⅰ	2	2							
	公法学	2	2							
	私法学	2	2							
	ミクロ経済学Ⅱ	2		2						
	マクロ経済学Ⅱ	2		2						
	経済法律基礎演習Ⅰ	2		2						
	経済法律基礎演習Ⅱ	2		2						
計	16	8	6	2						
基礎科目	財政学	2		2						6科目12単位を修得すること。
	行政学	2		2						
	政治学	2		2						
	憲法	2		2						
	行政法	2		2						
	刑法	2		2						
	経済政策	2		2						
	金融論	2		2						
	国際経済学	2		2						
	経済学史	2		2						
	商法	2		2						
	労働経済学	2		2						
	日本経済史	2		2						
	民法	2		2						
労働法	2		2							
計	30		30							
発展科目	公共政策論	2			2					6科目12単位を修得すること。
	刑事司法論	2			2					
	地方財政論	2			2					
	地方自治論	2			2					
	産業立地論	2			2					
	市場経済論	2			2					
	経済発展論	2			2					
	市場法制論	2			2					
	国際金融論	2			2					
	雇用政策論	2			2					
	消費経済論	2			2					
	生活政策論	2			2					
	社会保障制度論	2			2					
	計	26			26					
	応用科目	自治体政策研究	2			2				
経済学演習A		2			2					
法学演習A		2			2					
経済学演習B		2			2					
法学演習B		2			2					
地域政策実習		2					2			
地域行政実習		2					2			
地域司法実習		2					2			
計		16			10	2	4			
学部専門科目	文化資源学	2	2							4科目8単位修得すること。
	地域文化振興論	2				2				

別表第4 社会経営課程（企業戦略コース）

授業科目	単位	年次別単位数								備考
		1		2		3		4		
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
学部基本科目	歴史学入門	2	2							グローバル実践科目を含む、5科目10単位を修得すること。
	哲学倫理入門	2	2							
	言語学入門	2	2							
	文学入門	2	2							
	社会学入門	2	2							
	経済学入門	2	2							
	経営学入門	2	2							
	会計学入門	2	2							
	統計学入門	2	2							
	法学入門	2	2							
	グローバル実践科目	2		2						
計	22	20	2							
コア科目	経営戦略論	2		2						3科目6単位を修得すること。
	ベンチャービジネス論	2		2						
	簿記システムⅠ	2		2						
	経営管理論	2			2					
	財務会計Ⅰ	2			2					
計	10		6	4						
基礎科目	経営組織論	2			2					事業計画演習Ⅰ・Ⅱを含む、10科目20単位を修得すること。
	マーケティング論Ⅰ	2			2					
	マーケティング論Ⅱ	2				2				
	企業経営史Ⅰ	2			2					
	企業経営史Ⅱ	2				2				
	簿記システムⅡ	2			2					
	財務会計Ⅱ	2				2				
	原価計算	2			2					
	管理会計	2				2				
	地域データ分析Ⅰ	2			2					
	地域データ分析Ⅱ	2				2				
	事業計画演習Ⅰ	2			2					
	事業計画演習Ⅱ	2				2				
計	26			12	14					
発展科目	地域イノベーション論Ⅰ	2				2				4科目8単位を修得すること。
	地域イノベーション論Ⅱ	2					2			
	現代企業論Ⅰ	2				2				
	現代企業論Ⅱ	2					2			
	社会的企業論	2				2				
	グローバル経営論Ⅰ	2				2				
	グローバル経営論Ⅱ	2					2			
	税務会計A	2				2				
	税務会計B	2					2			
	計	18				10	8			
応用科目	ビジネス戦略実習Ⅰ	2				2				ビジネス戦略実習Ⅰ・Ⅱを含む、3科目6単位を修得すること。
	ビジネス戦略実習Ⅱ	2					2			
	プロジェクトマネジメント実習Ⅰ	2						2		
	プロジェクトマネジメント実習Ⅱ	2							2	
	スタディツアー	2				2				
	インターンシップA	2				2				
	インターンシップB	2					2			
	計	14				6	4	2	2	
選択科目	ミクロ経済学Ⅰ	2		2						3科目6単位修得すること。
	マクロ経済学Ⅰ	2		2						
	国際経済学	2			2					
	商法	2			2					
	民法	2			2					
	社会学	2		2						
	地域文化振興論	2					2			
	英語コミュニケーションB	2			2					
	企業戦略コース特設講義A	2			2					
	企業戦略コース特設講義B	2				2				
企業戦略コース特設講義C	2					2				
企業戦略コース特設講義D	2						2			
計	24		6	10	2	4	2			

ゼミナール	3年次ゼミナールⅠ	2				2				4科目8単位修得すること。
	3年次ゼミナールⅡ	2					2			
	4年次ゼミナールⅠ	2						2		
	4年次ゼミナールⅡ	2							2	
	計	8				2	2	2	2	
卒業研究	卒業研究	6							6	卒業研究または特定課題研究のいずれかを修得すること。
	特定課題研究	4							4	
	計	10							10	
適宜修得科目	<p>本学部及び他学部で開設している教養教育科目又は専門教育科目から20単位（特定課題研究を選択した場合は22単位）修得すること。ただし、教養教育科目にあつては、4単位までとする。</p> <p>なお、別表第6教職に関する科目及び別表第7学芸員の資格を取得するための授業科目の中の必修科目（「博物館概論」、「博物館経営論」、「博物館情報・メディア論」、「博物館教育論」を除く。）は含めることはできない。</p> <p>また、上欄学部基本科目・コア科目・基礎科目・発展科目・応用科目・選択科目で指定された修得単位を超えて修得した単位を含めることができる。</p>									
合計									90単位以上修得すること。	
<p>[卒業所要単位数]</p> <p>《教養教育科目》 34単位</p> <p>《専門教育科目》</p> <p> 学部基本科目 10単位（必修2単位、選択8単位）</p> <p> 学部専門科目</p> <p> コア科目 6単位</p> <p> 基礎科目 20単位（必修4単位、選択16単位）</p> <p> 発展科目 8単位</p> <p> 応用科目 6単位（必修4単位、選択2単位）</p> <p> 選択科目 6単位</p> <p> ゼミナール 8単位</p> <p> 卒業研究 6単位（特定課題研究の場合は4単位）</p> <p>《適宜修得科目》 20単位（特定課題研究の場合は22単位）</p> <p>合 計 124単位</p>										

別表第5 社会経営課程（地域行動コース）

授 業 科 目	単 位	年 次 別 単 位 数								備 考
		1		2		3		4		
		前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	
学部基本科目	歴史学入門	2	2							グローバル実践科目を含む、5科目10単位を修得すること。
	哲学倫理入門	2	2							
	言語学入門	2	2							
	文学入門	2	2							
	社会学入門	2	2							
	経済学入門	2	2							
	経営学入門	2	2							
	会計学入門	2	2							
	統計学入門	2	2							
	法学入門	2	2							
	グローバル実践科目	2	2							
	計	22	20	2						
コア科目	社会調査論	2	2							社会調査論を含む、3科目6単位を修得すること。
	人類学	2	2							
	社会学	2	2							
	社会心理学	2	2							
	社会言語学	2	2							
計	10	10								
基礎科目	住民生活論A	2		2						6科目12単位を修得すること。
	住民ネットワーク論A	2		2						
	住民参画論A	2		2						
	地域情報論A	2		2						
	統計データ分析A	2		2						
	基礎地理学A	2		2						
	社会調査設計演習	2		2						
	地域行動論演習A	2		2						
	社会調査実習Ⅰ	2		2						
	地域アクションリサーチ実習A	2		2						
計	20		20							
発展科目	住民生活論B	2		2						6科目12単位を修得すること。
	住民ネットワーク論B	2		2						
	住民参画論B	2		2						
	地域情報論B	2		2						
	統計データ分析B	2		2						
	基礎地理学B	2		2						
	量的社会調査演習	2		2						
	地域行動論演習B	2		2						
	社会調査実習Ⅱ	2		2						
	地域アクションリサーチ実習B	2		2						
計	20		20							
学部専門科目	環境地理学A	2				2				4科目8単位を修得すること。
	環境地理学B	2					2			
	地域地理学A	2				2				
	地域地理学B	2					2			
	地域行動論演習C	2				2				
	地域行動論演習D	2					2			
	住民ファシリテーション演習A	2				2				
	住民ファシリテーション演習B	2					2			
	地域フィールドワーク実習Ⅰ	2				2				
	地域フィールドワーク実習Ⅱ	2					2			
	地域協働実習A	2				2				
	地域協働実習B	2					2			
	計	24				12	12			
選択	民俗学	2			2					4科目8単位を修得すること。
	地域文化振興論	2				2				
	地域基礎論A	2	2							
	多文化共生論	2	2							
	マクロ経済学Ⅰ	2	2							
	ミクロ経済学Ⅰ	2	2							
	公法学	2	2							
	経営戦略論	2	2							
	労働法	2			2					
	思想と文化	2			2					

科目	地域イノベーション論Ⅰ	2				2					
	地域イノベーション論Ⅱ	2					2				
	英語コミュニケーションA	2			2						
	英語コミュニケーションB	2			2						
	インターンシップA	2				2					
	地域行動コース特設講義A	2			2						
	地域行動コース特設講義B	2				2					
	地域行動コース特設講義C	2					2				
	地域行動コース特設講義D	2						2			
	計	38		12	10	4	8	4			
ゼミナール	3年次ゼミナールⅠ	2				2					4科目8単位修得すること。
	3年次ゼミナールⅡ	2					2				
	4年次ゼミナールⅠ	2						2			
	4年次ゼミナールⅡ	2							2		
	計	8					2	2	2	2	
卒業研究	卒業研究	6							6		卒業研究または特定課題研究のいずれかを修得すること。
	特定課題研究	4							4		
	計	10							10		
適宜修得科目	<p>本学部及び他学部で開設している教養教育科目又は専門教育科目から20単位（特定課題研究を選択した場合は22単位）修得すること。ただし、教養教育科目にあつては、4単位までとする。</p> <p>なお、別表第6教職に関する科目及び別表第7学芸員の資格を取得するための授業科目の中の必修科目（「博物館概論」、「博物館経営論」、「博物館情報・メディア論」、「博物館教育論」を除く。）は含めることはできない。</p> <p>また、上欄学部基本科目・コア科目・基礎科目・発展科目・応用科目・選択科目で指定された修得単位を超えて修得した単位を含めることができる。</p>										
合計										90単位以上修得すること。	
<p>[卒業所要単位数]</p> <p>《教養教育科目》 34単位</p> <p>《専門教育科目》</p> <p> 学部基本科目 10単位（必修2単位，選択8単位）</p> <p> 学部専門科目</p> <p> コア科目 6単位（必修2単位，選択4単位）</p> <p> 基礎科目 12単位</p> <p> 発展科目 12単位</p> <p> 応用科目 8単位</p> <p> 選択科目 8単位</p> <p> ゼミナール 8単位</p> <p> 卒業研究 6単位（特定課題研究の場合は4単位）</p> <p>《適宜修得科目》 20単位（特定課題研究の場合は22単位）</p> <p>合 計 124単位</p>											

別表第6(第18条関係)

施行規則に定める科目区分名		授業科目名	単 位	年次別単位数			
科目	各科目に含める必要事項			1	2	3	4
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		国語科教育法	2		2		
		国語科授業論	2		2		
		国語科教材論	2			2	
		国語科教育方法論	2			2	
		社会科教育法	2		2		
		社会科授業論	2		2		
		社会科授業構成論Ⅰ	2			2	
		社会科授業構成論Ⅱ	2			2	
		地理歴史科教育法	2			2	
		社会科地理歴史科授業構成論	2			2	
		公民科教育法	2			2	
		社会科公民科授業構成論	2			2	
		商業科教育法Ⅰ	2		2		
		商業科教育法Ⅱ	2		2		
		英語科教育法	2		2		
		英語科授業論	2		2		
	英語科教材論	2			2		
	英語科教育方法論	2			2		
教育の基礎的 科目 理解に関する	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2		2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職入門	2		2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育の社会制度論	2		2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	発達心理学	2		2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別な教育的ニーズの理解とその支援	1			1	
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2			2		
道徳、 及 び 総 合 的 な 学 習 の 指 導 に 関 する 科 目	道徳の理論及び指導法	道徳の歴史と方法	2			2	
	総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		2		
	特別活動の指導法						
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論	2			2	
	生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導及びキャリア教育の理論と方法	2			2	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談の理論と方法	2		2			
教育 実 践 に 関 する 科 目	教育実習	教育実習Ⅰ	2				2
		教育実習Ⅱ	2				2
		事前・事後指導	1				1
	教職実践演習	教職実践演習（中・高）	2				2

別表第7(第19条関係)

学芸員の資格を取得するための授業科目													
授業科目	単位	年次別単位数								備考			
		1		2		3		4					
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
必修科目	博物館概論	2		2									
	博物館経営論	2				2							
	博物館資料論	2						2					
	博物館資料保存論	2						2					
	博物館展示論	2							2				
	博物館教育論	2			2								
	生涯学習論	2			2								
	博物館情報・メディア論	2			2								
	博物館実習Ⅰ	1							1				
	博物館実習Ⅱ	2								2			
選択科目	歴史学入門	2	2										適宜選択して4単位以上修得すること。
	文化資源学	2		2									
	形態文化論	2		2									
	形態文化史	2		2									
	民俗と文化	2			2								
	文化財科学	2				2							
	日本考古学	2				2							
	西洋考古学	2				2							
	芸術史	2				2							
	文化財論	2				2							
	民俗学	2				2							
	歴史基礎論A	2		2									
	歴史基礎論B	2			2								
	日本史	2				2							
	中国史	2				2							
	西洋史	2				2							
	人類学	2		2									
	被服学Ⅰ	2	2										
	工芸史	2						2					
	美術史Ⅰ	2			2								
	基礎物理学Ⅰ	1	1										
	基礎化学Ⅰ	1	1										
	基礎生物学Ⅰ	1	1										
	基礎地学Ⅰ	1	1										
	力学Ⅰ	2	2										
	電磁気学Ⅰ	2		2									
	力学Ⅱ	2			2								
	化学概論	2	2										
	化学の基礎	2	2										
	地球環境学概論	2	2										
	物理学の基礎A	2	2										
	物理学の基礎B	2		2									
	化学の基礎A	2	2										
	化学の基礎B	2		2									
	化学の基礎D	2		2									
	化学の基礎E	2		2									
	基礎生物学A	2	2										
	基礎生物学B	2		2									
	基礎生物学C	2	2										
	生物学の基礎B	2		2									
生物学の基礎C	2	2											

○ 弘前大学人文社会科学部履修細則

(授業科目の履修)

- 第1条** 学生は、各学期において履修しようとする授業科目について、各学期開始後指定された期間内に、担当教員に履修の承認を受け、履修登録手続きをしなければならない。指定の期間以後において履修科目を追加することは認めない。また、同一時間に行われる授業については、2科目以上にわたり履修することはできない。
- 2 同一授業科目につき2回の履修は、認めない。ただし、1回目に単位を修得しない場合は、この限りでない。
- 3 不合格となった授業科目について、再び単位を修得しようとするときは、改めて履修の手続きをとり、かつ、実際にその授業に出席しなければ受験することはできない。
- 4 指定の期間に教員の承認を得ず又は履修登録手続きをしないで授業に出席し、その授業科目を受験した場合には、その受験を無効とする。
- 5 学生が履修登録できる単位数の上限は、弘前大学における授業科目の履修登録単位数の上限に関する規程（平成27年度規程第54号。）第4条第1項の規程に基づき、年間48単位までとする。ただし、同規程第4条第2項の規程に基づき、演習科目、ゼミナール、卒業研究及び特定課題研究、弘前大学人文社会科学部規程（平成16年度規程第88号。以下「規程」という。）別表第6に掲げる教職に関する科目（以下「教職科目」という。）、及び規程別表第7に掲げる学芸員の資格を取得するための授業科目（以下「学芸員科目」という。）のうち、指定する授業科目（博物館資料論、博物館資料保存論、博物館展示論、生涯学習論、博物館実習Ⅰ及び博物館実習Ⅱをいう。）にあっては、年間48単位を超えて履修登録できるものとする。

(専門教育科目)

- 第2条** 2年次からの専門教育科目を履修するためには、規程第3条第2項に定める履修コースに所属しなければならない。
- 2 3年次に履修すべき専門教育科目の必修科目のゼミナールを履修するためには、スタディスキル導入科目4単位を含む教養教育科目26単位以上及び専門教育科目16単位以上を修得していなければならない。
- 3 専門教育科目の授業科目は、学部基本科目、コア科目、基礎科目、発展科目、応用科目、選択科目、ゼミナール、卒業研究の8区分とし、規程第9条に定める単位を修得しなければならない。
- 4 本学部及び他学部で開設している教養教育科目又は専門教育科目の単位には、教職科目及び学芸員科目（博物館概論、博物館経営論、博物館情報・メディア論及び博物館教育論を除く。）における必修単位を含まないものとする。

(卒業研究及び特定課題研究)

- 第3条** 4年次の学生は、卒業研究及び特定課題研究の題目届を、所定の様式により10月15日（当該日が休日の場合は、直前の平日）までに、人文社会科学部（以下「本学部」という。）事務部へ提出しなければならない。
- 2 前項により題目届けを提出した者は、卒業研究及び特定課題研究を、所定の様式により1月10日（当該日が休日の場合は、直前の平日）までに本学部事務部へ提出しなければならない。
- 3 本学部事務部の担当者は、卒業研究及び特定課題研究を受領したときには受領書を交付する。
- 4 第1項及び第2項の規程にかかわらず、翌年度の9月末に卒業認定を希望する学生は、第1項の卒業研究及び特定課題研究の題目届にあっては、翌年の4月15日（当該日が休日の場合は、直前の平日）までに、第2項の卒業研究及び特定課題研究にあっては、翌年の7月10日（当該日が休日の場合は、直前の平日）までに、それぞれ提出しなければならないものとする。

(試験及び成績)

- 第4条** 試験の結果、単位を修得できなかった者に対する再試験は、原則として行わない。
- 2 やむを得ない事情により試験に欠席した者に対しては、学務委員会で審議の上、追試験を行うことがある。
- 3 追試験を受けようとする者は、当該授業科目試験終了後7日以内に追試験願（病気の場合は医師の診断書もしくは受診を証明するものを、また、事故の場合はその証明書を添付）を学部長に提出しなければならない。
- 4 追試験は、原則としてそれぞれの学期の試験終了後30日以内に期日を指定して行う。
(欠席、休学及び在学年数)

- 第5条** 病気その他の理由により引き続き1か月以上欠席する場合は、期間及び理由を記載して願い出なければならない。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添えなければならない。
- 2 病気その他の理由により3か月以上修学することができない場合は、保証人連署の上当該学期又は学年の休学を願い出ることができる。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添えなければならない。
- 3 休学を許可された期間内に復学する場合は、復学の前日までに復学届を提出しなければならない。ただし、病気休学者が復学する場合は、医師の診断書を添えて提出しなければならない。

- 4 法定伝染病又はその疑いがあると医師の診断を受けたときは、直ちに本学部へ届け出なければならない。
- 5 本学部に入学期後、8年を経て所定の単位を取得できない者は、学則第11条により退学しなければならない。

(編入学及び転学)

第6条 本学部学生で他の大学への編入学又は転学を志望する場合は、本学部教授会の議を経て学長の許可を得なければならない。なお、学内で転学部を志望する場合もこれに準ずる。

附 則

- 1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前の入学者及び平成16年度以前の入学者の属する年次に編入学、転学又は再入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前の入学者及び平成18年度以前の入学者の属する年次に編入学、転学又は再入学する者については、改正後の第4条第3項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学者及び平成20年度以前の入学者の属する年次に編入学、転学又は再入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学者及び平成21年度以前の入学者の属する年次に編入学、転学又は再入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学者及び平成24年度以前の入学者の属する年次に編入学、転学又は再入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学者及び平成27年度以前の入学者の属する年次に編入学、転学又は再入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この細則は、令和元年11月28日から施行する。